

令和7年第4回南関町議会定例会（第2号）

令和7年9月2日
午前10時00分開議
議場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1

一般質問

①6番 中村議員

②1番 福山議員

③2番 伊藤議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 福山美佳君

2番 伊藤博長君

3番 矢野修一君

4番 西田恵介君

6番 中村正雄君

7番 杉村博明君

8番 井下忠俊君

9番 境田敏高君

10番 山口純子君

11番 立山比呂志君

12番 立山秀喜君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長 佐藤安彦君

副町長 坂田浩之君

教育長 永杉尚久君

総務課長 嶋永健一君

税務住民課長 福山光明君

まちづくり課長 田代由紀君

福祉課長 多田隈志保君

健康推進課長 猿渡隆史君

経済課長 武田信幸君

建設課長 田口明君

教育課長 城野和則君

会計管理者 田中龍城君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 武田博君

議会事務局係長 山下飛鳥君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから本日の会議を開きます。議事日程等はお手元に配信のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。発言の通告があつていますので、順次発言を許します。

6番議員の質問を許します。

○6番議員（中村正雄君） おはようございます。6番、中村正雄の一般質問を始めます。今回は二つの質問を、一問一答方式で質問します。最初の質問について説明させていただきます。

質問事項、町の公開度について。質問の要旨。先般、町の外郭団体において事件が発生したが、町民に向けての一般公開が行われなかった。現代社会において、行政の情報公開が遅れることは、事実以上に不信感や誤解を招き、結果的に行政負担を増すこととなる。公開度向上に対しての取組を問う。

一つ目として、現状、町の情報公開度として平常時の情報公開と事件・事故等発生時の即時公開について、どのように自己評価しているのか。

二つ目として、原則公開・例外非公開条例や、緊急時公表条項の事項を踏まえ、改正の必要性をどう認識しているか。

三つ目として、今後、在宅外郭団体、交付金先団体、指定管理者等を含め、町全体の情報公開度を引き上げるために、内部構成体制として統合的に制度化する考えはあるか。

この後の追加質問については自席でお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番中村正雄議員の「町の公開度について」「先般、町の外郭団体において事件が発生したが、町民に向けての一般公表は行われなかった。現代社会において、行政の情報公開が遅れることは、事実以上に不信感や誤解を招き、結果的に行政負担を増やすことになる。公開度向上に対しての取り組みを問う。」の質問にお答えいたします。

まず、1「現状、町の情報公開度として、平常時の情報公開と事件・事故等発生時の即時公表について、どのように自己評価しているのか。」にお答えします。

本町では、南関町情報公開条例に基づき、平常時の情報公開を行っており、第2条で、実施機関を町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と謳っており、これは、情報公開制度に基づく関係する部署であります。また、事件・事故等発生時の場合は、南関町職員の懲戒処分等の基準に関する規定に基づくものに限り、第7条、処分等の公表の規定によって公表しております。このことにより、平常時、事件・事故等発生時ともに適正に運用しているものと判断しております。ただし、懲戒処分の公表については、第5条、懲戒等審議会に基づき、南関町職員懲戒等審議会を開催し、処分を決定しておりますので、決定までには時間を要していますので即時公表には至っておりません。また、情報公開度の指数につきましては、規定がありませんので自己評価を行ったことはございません。

次に、2「原則公開・例外非公開」条例や「緊急時公表条項」の事例を踏まえ、改正の必要性をどう認識しているか。」にお答えします。

情報公開制度では、町民から開示請求があった場合は、原則公開となっておりますが、個人のプライバシー保護の理由から、次に該当する情報は公開できないことになっております。1 法令等により公にすることができない情報。2 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの、または特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるもの。3 法人等の事業者に関する情報で公にすることで事業者の正当な利益を害するおそれがあるもの、または公にしないとの条件で任意に提供されたもので条件を付すことが合理的であるもの。4 公にすることで、人の生命・身体・財産の保護または公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報。5 町の機関等の公的機関における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることで率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる等のおそれがあるもの。

6 町の機関等の公的機関が行う事務事業に関する情報で、公にすることで事務事業の性質上その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。などが上げられます。

また、緊急時公表条項については、存じ上げませんが、緊急時の場合は、先ほど申しあげました2または3に該当する場合であっても、人の生命、健康、生活または財産の保護に必要な情報は公開できることとなっておりますので、改正の必要は無いと考えております。

最後に、3「今後、外郭団体・交付金先団体、指定管理者等を含めて、町全体の情報公開度を引き上げるため、「内部統制体制」として統一的に制度化する考えはあるか。」にお答えします。

結論から申しますと、外郭団体等を統制し制度化することは考えておりません。しかしながら、令和7年6月30日付け、熊日新聞に掲載された外郭団体で起きた事件につきましては、7月の議会全員協議会で同団体の事務局長が報告しましたとおり、個人のプライバシー保護の理由により、公開されておられません。また、このような独立した団体に町が関与できるものでもありませんので、各種団体におかれましては、組織の透明化に努めていただくことを望むものであります。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。それでは、追加質問を始めさせていただきます。

まずどうしてこのテーマで、私が一般質問を取上げたかっていう理由について、初めに説明させていただきます。きっかけは先ほどの要旨であるとおおり、町の外郭団体で発生した事件が町民の皆さんへ公表されなかったことです。町民の方からは不満と不信の声が聞こえてきました。いろいろお世話になってるけど、またこれからもお世話になるところなのに、こんな体質だと怖いというような声も出てきました。これが一つのきっかけですけども今日の質問は、ただこれだけではございませぬ。これを機に、透明な町を掲げてまちづくりをしませんかという、そういう提案を含んでの質問をしていきたいというふうに思ってます。

情報公開に関する話では、先日の高校野球の甲子園出場校が途中で辞退するという事態が発生し、全国的にも大きなニュースとして報道されました。今のSNS時代は隠そうとしても、非常に難しいです。こういったことを敏感に感じている企業はいち早く自ら公表して、すぐに対応、対策を打ち出す姿勢を出しております。そういったことが、逆に好感度が上がっている

現象でございます。先ほども出しました。原則公開・例外非公開の仕組みを取り入れて、企業としてはこういう仕組みを、既に取り入れております。何らかが起きたら積極的に公開していく。ただし、個人情報については、あらかじめ決めておく、それが例外、非公開という意味です。例えば、名前は出さないけど、年齢については、正確な年代ではなくて、10代ごとに発表するとか、そういうのを事前に決めておいて、そうすれば、発生しても、すぐに公表できる体制が整っているということにつながっていきます。これはまちづくりにおいても同じだと思います。

昨日、町長の出馬答弁の中で、今日も熊日の2面に大きく写真が出て掲載されておりましたけども、そういう出馬の表明の中でも、人口が減少していっても、幸福度を上げていく。そんなまちづくり、若者、女性に選ばれるまちづくり、ということが挙げられました。これからの魅力的なまちづくりとは、いろんな支援金補助金、支援体制、こういうのも必要ですけども、それだけでは、ほかの町自治体との差は、魅力化はできないと思います。これから求められるのは、やはり本質的な魅力を打ち出せる町が選ばれる時代になっていく。質を高めるという、いろんな分野の質がございますけども、質の高い教育、質の高い福祉などありますけども、今回の一般質問の関連では、質の高い自治、住民自治だと思います。質の高い住民自治によって、町民も行政を、あるいは政治を信頼して、参加型の行政が行われると。これは南関町の町長も昨日答弁の中で言われてましたけども、最上位目標である南関町総合振興計画の基本理念で、住民と行政による協働のまちづくり、この理念と一致するものだと思います。自分の声が届く町への信頼度は、長期定住にも直結すると言われてます。そのためには、まず情報公開です。情報を隠さず、自らの公開する姿勢が信頼度につながっていく。そういう面では、情報公開というのは信頼をつくる出発点だと思います。

国連が毎年実施している指数に世界幸福度ランキングというのがあります。今年も1位はフィンランド2位はデンマーク、日本は残念ながら今年も低下して55位でした。この幸福度を評価する項目には三つありまして、その中の一つに、行政政治の透明度というのが挙げられて、この中で評価をされています。情報の公開度情報を、透明度を上げていくことは、幸福度につながるというような評価をしております。先ほどの答弁にもありましたが、情報の公開は、適正に運営されているというような評価をされています。南関町がこれから公開度が高い町、信頼できる町に変身していくには、時代に合った、新しい制度に変えていく、そしてその新しい制度のもとに、適正に運営していくことだと思います。今回の質問で南関町がこの制度を変えていく意識を持って、他の自治体に先行して、この本質的な魅力として、取り組んでいかれるかということで今回の質問に取上げさせていただきました。ちょっと長くなりましたけども、以上です。

早速、質問に入っていきますけども、最初の自己評価のところですね。ここの評価、質問は、平常時の住民からの開示請求があったときの公開度と、それから、事件、事故等が、不祥事があったときの即時公開度、この二つを公開度についてどう評価してますかってというような質問をしたわけなんですけども。答弁は先ほどありましたとおり適切には運営してますということです。ただ、情報公開の必要については、規定がないので自己評価してないということなんですけども、私もこの情報公開度の指数についての自己評価を尋ねているではありません、私

自身もその指数があること自身も知りませんので、その指数がない状態で、南関町の情報公開度というのはどのように評価されてるか、というのを再度お伺いしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。何をもちとのおっしゃられますけども、町長の答弁でもございましたように、まず規定がございません。規定がないということは何をもちと判断するのかというのがございませんので、今のところ自己評価というものは行っておりません。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。自己評価というのは特に規定があつて評価するものじゃないかと思ひます。通常の業務の中でも、自己評価というのは、しないと次に進めない。例へば、役場でも言われてますけどもPDCAというサイクルがありますけども、そのCの部分、チェックの部分、その評価が、いいだったのはそのままいきましょうと。悪いと思つたらば、次の改善に進みましょうということ、自己評価がないと。今日私が提案する新しい形での制度化を考へていきませんかというところも、自己評価がない限り次に進まなくなつてしまふんですけども、そういう意味での自己評価というのはできませんか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 基本的には規定がございませんと言ひましたけども、条例に基づいてやっております。それに基づいて遂行してますんで、間違いなくやつてるのは、当然だと思ひます。ただ評価されるのは私どもよりも住民の皆さんだと思ひます。恐らく中村議員も住民の立場としての評価を下されておりますんで、それが町の評価としては変わつてくるかと言ひます。私たちは適正にやつてると判断をしております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。外からの目で、住民及び社会からの目つていうのは、外部からの評価だと思ひますけども、自己評価というのは単純にやつてるだけではなくて、そうやつてることが、住民にとってどう、その結果として、ちゃんと伝わつてるか効果が出てるかというところも含めての、やはり自己評価というのは、そういう面で広い意味での自己評価と思ふんですよ。ただ規定どおりやつてるからこれはいいですつていうことであれば、これ進歩がないと思ふんですよ。これ以上、言つても多分同じだと思ひますのでここでやめたいと思ひます。ぜひ自己評価を、そういう面で広い意味での自己評価、昨日井下議員の質問もありましたけども、マーケティングという面、そういう面ではほかの視線で自分たちの視点だけではなくて周りの姿勢がどう評価されてるか、もう含んでの自己評価をすることによつて、新しい変化ができるかと思ひますので、ぜひそれは取り組んで頂きたいというふうに思ひます。

それでは次の質問で、今ちょうど、外部からの評価というのが出ましたので、ちょっと引用させていただきます。2022年の5月5日の熊日の朝刊に、荒尾市民オンブズマンと熊本市市民オンブズマンによる熊本県内の自治体及び県を対象とした情報公開度ランキング調査というものが掲載されました。3年前、私も見た覚えがありますけどちょっと探してみたんですけど、手元に記事自身は出てこなかつたんですけども、記憶としては、余りいい結果じゃなかつたかなと。どちらかというところかなり低位置に、南関町はオンブズマンの評価では、熊本県内には非常に低い、調査結果が出てたかと思ひます。お聞きしたいのはこういう結果をもとに、南

関町というのは情報公開度について、何か改善されるような、変更とか取組とか、そういったことはされましたでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） まずお答えする前に、先ほどおっしゃった件でございしますが、私熊日新聞社の担当者の方に連絡をとりまして聞きましたら、南関町はそう低い数字じゃなかったということで、ありました。新聞にも、名前一切載っておりません。ここに手元に持っておりますけども、アンケート自体については回答して、まず条例があるかないか、それから情報公開があんまり広くないんですよ。中身につきましてが、まず、決裁を取ってますかとかですね。それから、議長の交際費出してますか、と葬祭とか香典を出してますか。うちの町は香典は出されておられませんので、まず問題ありません。それから自治体住民の事業所等に関しても、どなたでも入れますか、町民だけですか。いや、どなたでも入れますという回答をしております。インターネットで自治体のホームページでできますかって、首長のほうは出してあります。それから議長の交際費も出してあります。ということで、ほとんど該当するものが悪いっていうふうになる数字がございまして、点数は外郭団体が勝手につけておりますんで分かりませんが、出してるアンケート調査で見ますと、うちの町は多分真ん中より上にあるんじゃないかと考えております。そこでさっき言われたことは少し臆測ではないかということで、ちょっとこちらから申し上げさせていただきます。

本題に入ります。そのあとをもってどう答えました。何かされましたかという、まずは教育委員会ですね、定例会を傍聴できるようにしております。なおかつ議事録も公表しておりますので議事録を公表するようになりました。また、議会の皆さんが、議会の中継をネット配信されたということが一つありますんで、それも一つ改善されたことではないかと思えます。以上でございします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。一応、じゃ、そんなに悪い結果じゃなかったということですか。私の臆測違いだというふうに言われましたけども、そうですか。ちょっと問合せなかったのが私のミスかもしれないけれどももう1回、問合せ、私の認識の違いがあるかどうかはちょっと確認したいと思えます。それでその後にそういう状態であっても、その後の取組をされたのは、一つはウェブでの発信というふうに言われて、もう一つはなんて言われたか、ちょっと聞き取れなかったんでお願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。すいません。もう一つはホームページでございします。ホームページで開示してる。うちの町はホームページにちゃんと載っておりますと毎月、追加して計上させていただいております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。それでは次の、平常時の住民からの請求があったときの公開度ですけど、これからは、事件が発生したときの即時公開性について質問していきたいと思えます。役場職員の方は何かそういった発生したときには、懲戒処分によって公開はしてるってということですけども、即時公開はできてないという答弁だったと思えます。それは事件が起き

て懲戒委員会を開いてから公開するという事なんですけども、大体どのくらいかかるんですか。この事件が発生して、懲戒処分会議を開いて公表すると、大体何日くらいかかって公表される形になるでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 事件とか事故の内容にもよります。また、関係する職員とか、もしくはされる方の数とかもございまして、まずは調査する時間によって変わってくると思います。審査会を開くまでに1週間のできる書類もあれば、1か月2か月3か月と変わる、情報集めもございまして、一概に最短で幾つですよということとはちょっと今のところ、経験上そんなに早くやったことございませんので、やっぱり2、3か月渡ってるような経験をしております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。今の答弁だと早くて1週間ぐらい、長くて1か月から2か月ぐらいかかるだろうということですね。それだったら本当に即時公開ではないですね。これ、先ほど事件の内容によって違うというふうに言われたんですけども、これ内容によっては警察が公表するってということもありますよね。そのときは町としてはどうされるんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） まずは刑事事件になりますと、警察のほうが入りますんで、まずは一般的に新聞紙上ではすぐ出ると思います。名前が出ずにAさんBさんとか出ますんで、そこまではうちの町も公表はできると思いますが、核心に迫るところはかえって逆に刑事事件とか民事事件になりますと、裁判の結果が出ないと、真実が出ませんので、かえって長引くんじゃないかと考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そうですね、刑事事件になると、特に警察が中に入り込んだりすると、大体公開されなかったというものを、そういうときに1か月もあと2か月も後に町が公開しても、あまり意味がないし、逆に姿勢が問われるんじゃないかと思うんですけども、そういう先ほど言われた内容によって、対応の仕方を町としても、何かこう変えることってできないんですか。内容によって刑事事件だったら、警察も公表するらしい、町も同時に公開して、やはり今、町としての姿勢が町民に伝わるような、そういった形づくりっていうのはできないものでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。町の職員に対しまして、やっぱり懲戒処分等については南関町の懲戒等審議会というのを一つ設けておりますんで、まずそこでご審議いただいた結果でいかないと。職員というものは大変身分が守られるものじゃございませんので、1回出てしまいましたら恐らく職を失う可能性が大変強うございまして、それは慎重にいかないと考えております。何でもかんでもすぐ出すというわけではないと思うんですが、よっぽど悪質であったりとか、横領であったり本当に社会的に地位を失墜するようなことをやってしまったのであれば、すぐ公開できると思いますが、あやふやなものに関しましては、やっぱり真実が出るまではなかなか出せないものと考えております。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。総務課長も答弁したとおりでありますけれども、内部だけの問題を起こしたのか、あるいは町民の皆様外部に迷惑をかけてそういった事件を起こしたかということと異なると思いますけれども、やっぱり町民の皆さん外部に対してそういった事件を起こしたということであれば、私ども会見を開いてでも即時町民の皆さんいろんな方に公表する。それはもうしっかりしていかなければならない問題だと思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） 私も全くその同じことを言ってます。ですから、同じ扱いじゃなくて、刑事事件になるようなものが、やっぱり町としても即時、まだ規則といいますか、罰則が決まる前でも、まずは起こしてしまって申し訳ないというような形でメッセージがあって、処分についてはこれから行うとか、そういう形でのやっぱり、先に出すことっていうことが、町民あるいは社会に対しての信頼度につながると思うんで、一律に1か月かかりますということじゃなくて、そういうふうなある基準を設けて、公開度の基準を設けて、やっぱりできるところはやってもらいたいなというふうに思います。

それでは次の2番目の質問項目であります。原則公開について質問します。答弁の中では、請求があれば原則公開してますということなんですけど、これは従来からの、先ほど理由のところでも説明したんですけども、ここで言う、原則公開、例外非公開というのは新しい取組で、先進的な企業なり自治体に取り組んでるものであります。ですから、その請求があれば原則公開しますよというのは、これは従来からやられてる公開方式なんです。それとは別にもっと先進的な自治体に取り組んでる。原則公開、例外非公開っていう、基本的には自ら公開しますよ。ただ、この部分については、非公開としては、発表しますよというのを、あらかじめ決めていくということですね。ですから、言われたから公開するのと言われなくても、自ら公開していくという姿勢に大きな違いがあるんですね。これによって、住民請求自身も減っていくし、それから不祥事が起きたときにも、積極的公表するということで、好印象を持たれるという形なんですけども、この原則公開、例外非公開。この仕組みについては、南関町としては何か調査とか研究されたことがありますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 基本的には先ほど申しましたように開示請求というのが一応原則にしておりますんで、それ以上踏み込んだ研究調査等は行っておりません。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） ということはこれ原則公開、例外非公開の条例等についての研究はまだされてないということによろしいですか。ぜひこういうことを、既にやっているとありますので、ちょっとどんな形で導入されているかということぜひ研究してもらいたいというふうに思います。その下に私が質問したのが、緊急時に公表条項を、何かの条例にプラス、緊急時は例外的にこうしますよっていう条項を付けて、やられてるところもあるんですけども、先ほどの答弁では、緊急時には公開できるようになっております。改正の必要はないというふうに言われたんですけど、どの条例にこの緊急時には公表できるというようなことが書かれてるんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） まず南関町情報公開条例というのがございます。条例の第7条に、公文書の開示義務というのが謳われております。ただ開示義務の中に1号で、不開示情報っていうのが謳っております。不開示情報が先ほど町長の答弁にも出ましたように、六つか七つぐらいは出てきましたけども、あるいは謳っております。最後のほうに2条の2号ですね。「ただし、次に掲げる情報は」ということで、そこで「アイウ」と三つのほうを、ただし書で書いております。不開示情報でございますが、開示でもしていいですよっていう、謳い文句をただし書で書いてあります。アイウの中のイですね、先ほども出ました人の生命とか健康、生活または財産に保護するために、公にする必要があると認められる場合ということで、先ほどもちょっと4条が出てきましたけども、同じものがありますが、不開示してはいけないとなっておりますけども、やっぱり人命救助とか、多分恐らく事故に遭われたりとか、すぐに助け出して処置をしなくちゃいけないっていう、多分そういう状態だろうと思います。そのとき、やっぱりお名前を公表して、親族の方に呼びかけたりとかっていうのが必要であろうという多分判断かと思います。この条文をもちまして、緊急迅速に公表するっていうことに代えさせて今頂いているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、情報公開条例の中にそれを謳ってるっていうことでこちらのほうに、こういう場合には公表してもいいよっていうことを謳ってるということですね。はい。今まで何か公表されたことありますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 今のところ公表したことはございません。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） それがあるということは分かりました。

次に、3番目の外郭団体に対して、統制、制度化する話を出したんですけどもその考えはないということなんですけども。やっぱり私は、町自身だけじゃなくて、まちづくりの観点ということを見ると、役場内だけはこのふういきちっとやっていますよということでは不十分だと思いますね。町民または社会の目から見ると、やっぱりそういった外郭団体等も、結局、南関町がやっているとこのふうに見られてますので、やはり役場内と、これは情報公開だけではなくて、ほかの意味も含めて役場内と同じような姿勢体制でいくことが、南関町全体のまちづくりにつながっていくと思います。内部統制というと何かちょっと難しいようなイメージがあるんですけども、同じ志で同じ姿勢で町民のために、動いていくという、意味合いがあるので、ここは内部統制という言葉ではなくても結構ですので、役場に関連するところに対しても、同じような形で進んでいきたいと思っておりますけども、こういう形での、内部統制はやらないということなんですけども、こういう形で同じ姿勢で、進むってということについての考え方はいかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 基本的な姿勢はやらないと考えておりますけども、例えば調べてみますと、近隣では熊本市が六つほどの外郭団体を自分の支配下というか、取り組むときの管轄

にしているようなところもございました。そこにつきましても見てみますと、全てじゃなくてやっぱ経営に対しての取組でした。五つぐらいございまして経営改革のまず策定とか推進について。踏み込むべき。それから二つ目は人的関与、結局うちで言えば、うちの町内から職員を外郭団体を組み込むという形で、中で調整していく。また三つ目は財政的関与でやっぱ形成が、経営が安定化しなければ健全化しなければそれを調整すると、これも職員が見ていくようなこととなります。あと四つ目が人材育成ですね、結局自分でできなければこちらから介入して助けてやるってこととなりますよ。五つ目で、先ほど言った情報公開というのが出てきましたけれども、この中でも地方自治法の243条の3第2項の規定に基づきありますんで、対象となる団体の経営状況を議会に報告するっていうことにしかされておりません。それ以外のことについていろいろ先ほどありました事件事故があったことについての公開というのは一つも謳ってありませんでした。ということはやっぱり団体そのもので自助努力をお願いしたいということだと思いますんで、内容的にはこういうものであれば、私どもの取り組みでなかろうかとは考えているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。ぜひ町全体として統制ていうと、何か本当に課題ですけども、町全体として同じ姿勢でやっていこうというのはやはり役場のほうから、関連団体のほうにぜひ働きかけていってもらいたいなというふうに思います。

具体的にちょっと質問させていただきますけども、まず外郭団体なんですけども、外郭団体は南関町だと、一つだけで社会福祉協議会になるんですけども、ここには会長が佐藤町長がされておりますけども、こういった考え方を、会長として示されることによって、決めるのは理事会だと思っておりますけども、こういった考え方で進めるということで、情報公開に対しての方向性というのは、いかがなんでしょうかね。それとそれによって社協のイメージもかなり、こういうことを打ち出すことによって、上がっていくと思っておりますけども、町長はいかがでしょう。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。外郭団体、社協についてでありますけども、町の行政を除くとやっぱり社協が町で1番大きな団体であるかなと思ってます。そして町民の皆さんとも1番深く関係している団体でもありますので、今回の事件につきましても先ほど答弁させていただきましたが、社協のほうにも定款がございまして、その定款の中で、公開のいろんな条件がありまして、その職員の情報はプライバシーの問題もあって、今回は情報公開しなかったわけですけども、それも弁護士等に相談した上で、公開すべきではないっていうことだったものですから、そういったことで進めさせていただきましたけども、ただ、その事件後に社協の理事会におきましても、私のほうからも、その定款を変更すべきじゃないかという提案をしております。変更して、そういった公開の場、条件っちゃうか、そういったものとか、いろんな懲罰のいろんな内容についても、もう1回じっくりそれを検討して、進めるべきだろうということで、現在も熊本市の社協もそういったものがありますので、いろんな今調査を進めております。調査をして、議員が今おっしゃられたとおり、社協の理事会でいろんな事務局が案をつくると思いますが、理事会でそれを図る、そしてそういった方向性が決まれば次に評議委員会もありますので、評議委員会にかけて、また新たな定款を、また透明度が高まるような定款にしたい

というふうに考えてますので、そういったことは現在今進めているところでもありますので、私がやろうということのできるわけじゃありませんが、理事会の中でも皆さんと同じ意見を出し合って、透明度を高めていきたいと思いますというので今進めておりますので、もう今調査段階入って、いろんなことが事務局のほうでも進めているんじゃないかなと思っております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。非常に頼もしいお話を聞いてよかったなど。ぜひ定款にも盛り込むということでしたので、これ盛り込むと全国的にも非常に見本になる、社協としての定款、なかなか定款の中には入れられてるところは、私も調べたんですけども、ほかの附則では入ってるんですけど、定款の中で入ってるということのは非常に今のところないんじゃないかと思うので、そういった面ではこれからの社協の一つの方向性を見本として、南関町と社協がなっていけばいいと思いますので、期待しておりますのでぜひ進めてもらいたいというふうに思います。

次は、指定管理者の問題なんですけども、指定管理者は今、南関町の施設を使っていますので、利用する町民の方っていうのはやっぱり町と同じような形で、運営されることが望まれてると思いますし、指定管理者に対しての指示といいますか、依頼についても、条例の中で指定管理者の管理について、いろいろ注文といいますか、依頼を出せるというふうな形で、ほかの自治体もちょっと調べてみたんですけども、指定管理者については契約時に、この情報公開度ももちろん先ほど総務課長が言った経営の問題が1番ですけども、経営の問題だけじゃなくて、その中の一つとして、特に不祥事によって情報公開をするということを盛り込む事例が既に出ていますけども、南関町も今後の指定管理者の契約時にこういった条項を、案件を載せていくことというのはできますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、検討していくことはできるかと思いますが、まず、企業につきましては一つの企業のコンプライアンスを多分つくられておりますので、それに則って多分判断をされて、運用されてると思います。それに私どもが踏み込んでっていうのが大変問題かと思っておりますので、やっぱり経営状況とか、それについては私どもが謳い込んで 関与できるかと思っておりますが、それ以上のことは難しいのではないかと判断しております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。ぜひ検討してもらいたいと思います。ほかの事例も、ちょっと調べてもらって、どんな形で契約の中に入れていくかというのも先行事例もあると思いますのでそういったものを取り込んで、どんな指定管理者の方が受けおられても、町民としては安心してお付き合いができるというような、それを町として、ちゃんと管理というところがおこがましいですけども、そういう形を整えてもらいたいというふうに思います。

最後になりますけども具体的な事例として補助金、支給団体ですね、ここはやはり、一気に義務ということで、何か上から目線的な形があるんですね。先ほど答弁にもありましたけども、あるべき姿みたいな形でこんな姿を望みますよっていうような、そういう段階から、まずはその文章に入れるということが大切かなというふうに思うので、何か契約みたいなものがあるんだっただらば、その契約、あるいは補助金を支給する段階で何か書面があるんだっただらば、書面

の中にこういう姿を望むと。それは、この情報公開だけじゃなくて先ほどの経営の健全化とかも含めて、こういう姿を望みますということを明文化して各団体に伝えていくということではできませんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 今度その財政援助団体と言われる団体でございますんで、あくまでここは任意の組織でございます。任意の組織にそこを持たせるっていうのは大変かなと考えております。やっぱり任意の組織でございますんで、例えば補助整備組合とかそういうところで、やられまして、田ん中の水取りをAさんとBさんが取り合いして、そこで喧嘩が始まって暴力沙汰が起きた、そこに公表しなさいっていうのは、私どもが公表するものでございませんで、何かそういうところが問題が少しあるのかなと思いますんで、そこはそこでお互いの秩序を保っていただくに願うとこしかございませんで、なおかつ契約書というのは交わしておりますので、あくまで補助金の決定通知書とか、そういう形でしか出しませんで。あとはそう補助金を出す要綱がございまして、町の要綱に沿ったところで、やっていらっしゃる団体であれば特に出しておりますんで、それ以上謳い込んで結ぶっていうのは、いかがなものかなとはちょっと考えておりますが、すべきであるという判断であれば、これから先検討していかないとはいえないと考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） ぜひその要綱の中でも、望むべき姿でいいと思うんですね。こういった方の町民の税金を使っているところなんで、やっぱりこういう形の姿勢で取り組んで頂きたいっていうのを、何らかの形で、文書で伝えるということをお願いしたいというふうに思います。

続けて、いいですか。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。では一問一答式を取ってますので、2番目の質問について行います。質問事項は線状降水帯発生時における情報伝達のスピードアップと一元化についてです。質問の要旨として、線状降水帯による災害は、短期間で甚大な被害をもたらす、初動の情報伝達が、住民の命を守る上で極めて重要である。現状の町の体制を確認し、改善の方向性を問う。

一つ目として、現状、本町における線状降水帯の急激な豪雨通過時の情報伝達経路と所要時間について。二つ目として防災行政無線、メール、SNS等、複数の発信手段における同時配信体制の現状について。三つ目として防災無線システムを活用した、他自治体における情報一元化・即時配信の事例を踏まえた改善の可能性についてです。

この後の追加質問は、自席で行います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番中村正雄議員の「線状降水帯発生時における情報伝達のスピードアップと一元化について」「線状降水帯による災害は短期間で甚大な被害をもたらす、初動の情報伝達が住民の命を守るうえで極めて重要である。現状の町の体制を確認し、改善」の方向性を問う。」の質問にお答えいたします。

まず、1「現状、本町における線状降水帯等の急激な豪雨通過時の情報伝達経路と所要時間について」にお答えします。各自治体は、気象庁と連携し気象情報を把握する体制を整えており、気象状況が悪くなれば、熊本地方気象台から防災担当者、消防交通係長の携帯へメールが入り、臨時の気象解説 Web 会議、これは1日前と半日前の案内がございます。これを受け、総務課長以下、担当者が Web 会議に参加し、予想解説を受けた後、直ちに町長に報告し警戒態勢に入ります。その後も、熊本気象台より定期的に気象情報を配信していただき、自主避難所開設の参考としております。自主避難所を開設した場合は、防災無線、LINE アプリ、愛情ネット、Yahoo 防災アプリ、J アラート等で自主避難を呼びかけ、気象情報が大雨警報に移行した時点で、「災害対策本部」を設置し、同時に高齢者避難の情報を先ほど申しました防災行政無線等で周知しております。また、以前冠水した箇所にはカメラを設置していますので、その箇所を観測し、リアルタイムで冠水状況を発信するとともに道路パトロールを行い、情報収集に努めるようにしています。なお、線状降水帯等が発生し大雨が降る場合は、気象庁より、各種 SNS へ即時情報発信がなされておりますので、町としてリアルタイムの情報発信は行っておりません。

次に、2「防災行政無線・メール・SNS等複数の発信手段における同時配信体制の現状について」にお答えします。令和3年に防災行政無線をデジタル化し一元化を図りましたので、災害時には、総務課で情報を一括管理し、消防交通係担当職員で情報を発信し、Jアラートを通じて、防災無線、Yahoo アプリ、LINE アプリ、各種防災アプリへ即時配信を行っております。

最後に、3「防災無線システムを活用した、他自治体における情報一元化・即時配信の事例を踏まえた改善の可能性について」にお答えします。先ほど申しましたように、防災行政無線を更新したことで、他自治体より進んだ取り組みを行っているかと判断しております。しかし、近年の災害は予測しにくい状況でありますので、年に2～3回程度の机上シュミレーションを含む防災訓練を行い、常に即時対応・即時情報発信が出来るよう改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。それでは追加質問をさせていただきます。まず1番の、情報伝達経路等所要時間についてです。紙伝達、経路についてはかなり詳しく今説明されたので熊本気象台からの、気象庁ですか、からの流れについていろいろ分かりました。それで、所要時間についての答弁がなかったんですけども、ちょっと知りたいのは気象台から線状降水帯が発生しましたよと、南関町に向かってますよっていう、そういう情報が来たときは、実際に来る前の、どのくらいにそれが情報としては来るもんなんですか。一概に言えないんで、今までの過去の例で結構ですので、大体来る前のどのくらいに気象庁からですね。気象台から「来ますよ」という情報が来るのか、その辺を教えてください。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） まず線状降水帯についてはいつ発生するか分からないものでございますので、先ほど町長の答弁ありましたように、1日日前、24時間前に雨雲が発生して、それから今日、明日、明後日と3日間の予報が出ます。それで予想した水位を出していただきま

す。それに基づいてきますんで、すぐじゃございませんね。やっぱり1日前に聞いております。それからそのあとまた情報が進みます。今度は半日の12時間前に再度情報を頂きます。それで雨雲がこういうふうになりましたとなりますが、南関町に行きますよという情報は一切来ません。熊本県全域に対して、どういうふうに雨雲がかかっているかという予想進路図みたいなやつを私たちは頂いて、雨雲のほうを観察しております。それから判断はもう私たち職員です。私がいつ判断して避難指示を出すのかというのが私自身にかかっていますんで、基本的には気象庁から出るデータは、一応ウェブで出ておりますんで、それを観察しながら判断をしているところでございますんで、気象庁からいつしますよっていうのはまずありません。どちらかといえば早め早めに避難するように指示を出さないよっていう情報をどんどん出していきま。それに伴いましてうちのほうはどう判断するか。という形になってますんで、まずはそのウェブ情報しかございませんので、それに頼ったところで私たちが判断をしております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。そういうことですね。私は、1日前、半日前に、可能性がりますよと、線状降水帯の発生の可能性がりますよと。ウェブ上でも載ってますよね。動画の後ろとこうこう流れていって、こっち方向に行くだろうという、予想ですよ、予想が半日前まであって、そのあとに先ほど何か携帯電話がかかるといふふうに言われてましたんで、今何かもう線状降水帯が発生して、南関町に向かっているよっていうのがですね。後直接町の職員の担当の職員の方に、来るのかなというふうに思ったんですけども、それはないということですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。そういった時期に連絡がないということだけじゃなくて、気象庁から気象台長、そして菊池川河川事務所から、私のほうにはホットラインっていう携帯に直接何時でもあってもそういった危険性が増したときは電話が入ります。ですので総務課長に連絡を入れてそういった連絡がありましたということでまた連絡するんですけど、今回の8月豪雨もやっぱり気象庁あたりよく見てたのかもしれない。気象庁、気象台長、そして、菊池川の河川事務所長、私ホットラインはありませんでした。玉名市、玉東町はこういった災害出てますけど、直接私のほうにホットラインはございませんでした。ただ1件あったのは、玉名地域振興局長から関川の河川が氾濫、あとその前の基準に達しましたよというそういった連絡は1件だけございました。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） そうですね。今回は特に予想がやっぱり気象台がしても、最初は上の北九州あたりを通るといふのがどンドンどンドンと南下して、来たっていうのはそういうのもやっぱり気象台としても予想外だったので、ですからそういう状態のときにどうするのかっていうのが今日の1番の趣旨ですけど、気象台が予想もつかないような状態を。町としてどんな体制をとられてるか、あるいは今後、取る体制づくりをされているのかという、その辺りは何か考えられてますでしょうか。そういう情報が来ない、半日前までは予想が来るけどもそのあとは来るよという、情報が来ないっていついときにどんな体制を考えられてますでしょう。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） まずうちのほうもかなり勉強をさせていただいておりますので、まずはそういう、来そうだという情報をもらったとき、その情報を読み取りながら、見ながら、まず初期体制としまして予防、まず警戒態勢に入りまして、第1班として総務課、それから建設課、それから福祉課、それから健康推進課、職員を集めます。まず初動体制としまして最初の体制をつくって整えております。それから随時気象庁と連絡をとりながら、いつ警報を出すのかっていうので、出すまではちょっとこちらで準備します。その間避難所に行ける職員の対応とか、次の準備とかをずっとこちらのほうで計画を立てて準備をしております。職員にはすぐ連絡をして、いつでも来れるようにということでやっております。それからもう警戒態勢から今度はもうその次、高齢者避難ということで、そこは警報が最初出たときに大雨洪水警報とか出たときに、高齢者避難ということで指示を出しますと、このときに初めて災害対策本部を立ち上げます。災害対策本部を立ち上げたときには、担当職員にはすぐ出れるようにということで、しております。その場合、町長にはもういつでも連絡を取れるようにさせていただいておりますので、まずは私たち総務課の初動班が体制を整えてそこで職員たちが集まるのを待っております。大体経験では30分ぐらいで大体全員そろって、そこから会議を開いて次の行動というのを考えて、今までは動いておりました。今回も同じような体制をとりながらやっておりますが、地震のときはなかなかそううまくいきませんでした。地震の時についても、やっぱり初動班でやってきた者でできる範囲をやっております。なかなか急なときには、できませんが、最低限の初動班で大体動けば、次に進めるっていうことで見通しはずっと経験上でできておりますので、あと時間的には30分集まって会議を開いてそれからまた1時間後、2時間後っていう状況の場合によってはやっぱり消防団をお願いしたりとか、自衛隊を呼んだり、それから、あとは警察とか、ちょっとお願いして地域の情報を調べてくださいという形でそのような取組をさせていただいております。

○議長（立山秀喜君） 一般質問の途中ですが、10分間休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時00分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、質問を許します。6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。今の答弁で情報がなか中で、いろんな工夫、努力をされながら、いかに町民を守っていくかっていう姿勢については、よく分かりました。お話聞いているとやっぱり12時間前が公式な情報が来る、最後は12時間前だということで、その間が各自治体での裁量でどう対応するかというのが、よく分かりましたので、ぜひ南関町は、本当に町民に安心できるような体制づくりをこのまま続けて、また新しい形でも、改良しながらでも、ぜひ安心の状態をつくっていただきたいというふうに思います。

次の質問で2番目の項目に行きますけども、こちらで答弁の中でちょっと引がかかったのが、町としては、リアルタイムの情報公開を行ってませんというような発言があったんですけど、これちょっと間違えられて町民の方から捉えられると思うんです。多分、趣旨としては、気象

情報とかそういった広い、どちらかというとな気象情動的な、そういった情報は町ではやらなくて気象庁の情報ですよ。ただ、町としてはリアルタイムというのは先ほど言われた高齢者、避難所開設とかそういったのは、やっぱりこれはリアルタイムの情報伝達だと思うんですよ。ただそれを、先ほどちょっと何かしてませんというふうに言われちゃうと、ちょっと、以降、どんなことを言われてるかというのは、私はそうだったんですけども、そういう発言をされると、ちょっと間違っているとられるかなということで、また、その延長で、町民の方にもっと親切に伝えることができないかなという。例えば、気象庁がやる本当のリアルの気象情報は、ここを見てくださいっていうのを、何か所かあると思うんですけども、町のリアルタイムの情報は、ここを見てください。これは、防災無線でもあると思いますけど。こういうことで、ここでリアルタイムの、要は、12時間前から来るまでの情報まだ、正確な情報が来ないわけなんだからリアルタイムとしては、こっちの情報はここで見てください、こっちの情報はここで見てくださいっていうのを、やっぱり全家庭にちゃんと、それぞれ1番目立つ所に、テレビの上でもこう貼っておいて、いざというときにはここを見ればいいっていうのは、そういったものを出してあげるならば、周知徹底、要は情報を出してますよって言っても、触られないと意味がないんで、ちゃんと受皿のほうも、ここを見ればちゃんと情報が受けられますよっていう形で、A4ぐらいでいいと思いますので、広報の中にはさみ紙でもいいんで、これを貼って、こういうときにはこの情報を見てくださいと。両方見てくださいっていうような形の周知ができると思うんですけども、この辺りの考えについてはいかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 大変おっしゃるとおりだと思います。今もSNSとか情報関係がたくさんありますので、どのところ見てください。ていうことを、まずはNHKを見ていただいてテレビ情報を出していただいて、それから今ヤフーメールだったりLINEメールであったりいろいろと情報が出ておりますので、そちらのほう見ていただくようお願いしたいということで、これから周知を考えていきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。ぜひ進めていってもらいたいなというふうに思います。

次の項目で、同時配信体制についてですけども、令和3年の防災無線のデジタル化で、同時配線の一元化を実現してるということで、こう並べられてたんですけど、私の認識だと防災無線と公式LINEと、それから愛情ネット、これ3つじゃないかと思うんですけど、そのほかにも同時配信ってのはされてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、最近新たにキャリアメールと、それからハザードンっていうのが、出ておりますのでそちらの二つが今増えております。キャリアメールとハザードンです。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） これは私も知りませんでしたけども、これ、周知されてますかね。町民の方にせっき流されてるのに。どこかで周知されました。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。多分、そこまではまだしてないかなと、確かに思います。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、そうですね、同時配信されてるということで選択肢が増えるということはいいかと思います。それとまず、五つに流れているところが分かりましたけども、次に質問したいのは、それってみんな同じ情報が流れてますか。何か私のイメージといいいますか、私が思ってるのは、防災無線で流れるのと、公式LINEで流れるのと、愛情ネットで流れるのが、同じものがあれば違うものがあるというふうにばらつきがあるような気がしてるんですけど、それは同じ情報を全部均一に流されてますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。防災無線をデジタル化したことによって今均一のものが流れております。それまではちょっとばらばらで、職員がそれ一つ一つを出してましたんで、情報が違ってましたけども、昨今はもう同じ内容で流しております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。そうですか。これは防災とはちょっと外れるかもしれないですけども、例えばお悔やみの情報なんかは、防災無線では流れるけど公式LINEでは、流れない愛情ネットの流れないってことがありますよね。そういうことを聞いてるんですけども。それは、ごめんなさい、緊急時の防災情報に対しては、全部均一出してると。一般的な業務上、行政情報についてはばらばらです、というふうな、そういう認識でしょうか。お願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 議員のおっしゃるとおりでございます。日常業務につきましては、出す場所の担当が違っておりますんで、一緒には出しておりません。防災災害についてはもう緊急時でございますんで、同じ情報を一元的に出すということで、そこでちょっとすみ分けをしております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） それで、分かりました。行政情報と防災情報と流れを、別にしてるってことですね。それはちょっと初めて知りました。それだったらそれでちょっとやっぱ町民の皆さんに流したほうがいいかなっていうふうな、そういう形で流してるってのはね。何かいつもの行政情報はばらばらに流れてるんで、緊急時は同時にどこを聞いてもいいですよってというような、それを周知されたほうが、何かどこでも聞かないと、何か情報の漏れがあるんじゃないかというふうに私自身がそう思ってたんで、災害時についてはどこを聞いてもいいですよ。防災無線でも、LINEでもいいですよっていうふうなことを、ただ行政情報については、おのおのに合ったような情報を流してますというふうなところを、1回周知されたほうがいいかなというふうに思います。

最後の項目に行きます。3番目の防災無線システムを活用した対応策ですけども、令和3年に導入して、他社自治体よりも進んだ取組をしてるということなんですけども、進んだ取組というのはどういうところを認識して、進んだ取組というふうに思ってるんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 先ほどから申しましたように、防災無線をデジタル化したこと

で、LINE等各種アプリが先ほど言ったように、一斉に同じものが流されるっていうところが、まず一元化できるところが進んでるところです。近隣の自治体に聞きましたら、まだそのシステムが入っていないということで、それぞれのアプリを職員が手入力してやってるということ、普通の職員でやってるということ、伺っております。その辺りが近隣よりは進んでいるんじゃないかと判断しております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。情報の一元化が進んでるということで、防災無線もデジタル化になっていろんな機能ができて広がっております、いろんなことができるようなアプリになってオプションになる可能性はあると思いますけども、いろんなオプションがどんどん増えてるんですね。そういう面では次のステップも防災無線を基準として、そういったことを、何か取り組んでいったほうがいいかなど。その中で、年2回、近年の予想のつきにくい気象情報に対して、机上のシミュレーションをやってるというふうに答弁された、この机の上のシミュレーションというのは、具体的にどんなことをやられてるんでしょう。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） こちらのほうは、まず熊本県が主体で開催をしていただいております。熊本県の防災室からまず情報がやってくるようになってます。うちの町ではうちの庁議室ということで、一つの対策本部を立ち上げます。それから有明消防本部、それから陸上自衛隊、コントローラーっていうことで流れをコントロールする職員を他自治体から来ていただいて、まず集めております。内容につきましては、もう今言いました疑似豪雨訓練とか、地震とかそういうのを想定した訓練を防災本部より情報が任意に送ってくるようなシステムになってます。まずは気象庁から気象情報レベルに合わせて、情報が熊本県の防災本部に流れてきます。それをもとに、町の判断によって指示系統をまず対策土、初動班をつくって準備します。それからまた次の警報レベルになりましたら今度は対策本部を立ち上げます。疑似ですんで、町長に「今から立ち上げてよろしいですか」というお伺いをやります。それでオーケーが出たら立ち上げました。それから「各課長に連絡をしてください」ということで、連絡するって形のそういう人、それから疑似で雨がまた降ってきましたら、「どどこが崩れました」というその地名も県のほうから行って、そこに行きますんで、「崩れたからちょっと建設課の職員、あそこに行ってください、様子を見てきてください」という流れでやってます。今度は3軒ぐらい倒壊します。「すみません、人命大丈夫ですか」と言ったら、大丈夫じゃありませんので「自衛隊の派遣をお願いします」とことで自衛隊派遣の連絡を自衛隊の職員が1名来て頂きますので、疑似でやっていただきます。その間、「避難所がありますね」と話になってますんで、「避難所開設しましょう」ということで、うちの場合は交流センターありますんで、交流センターに持っていくっていうことでまずは、計画を福祉課の担当課長から連絡を頂いて進めているような形でございます。あともう刻々と状況が変わった情報がたくさん出てきますんで、それを見ながら先ほど言いました、コントローラーという方が、うちの町のこういうところがよかった、こういうところがちょっとまずかったって後の反省会がございまして、そこでご指摘を頂いて、それをもとにまた修正をするという形で、簡単に言えばそのような流れでの机上で行っております。そこで大体黒板にいっぱい各課への情報を書いてまして、基本的にはそれが通常の災害

時とほとんど変わらない程度の作業を半日ぐらいやっております。今やってるのはそういうのが一つの流れでございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。非常に具体的なシミュレーションをやられてて、なおかつ県主導で、ほかの自治体も一緒に入るということは、ほかの自治体のやり方を学べるということで、非常にいい取組じゃないかというふうに思いますので、ぜひまずは担当者の方から、いざというときにはすぐに動けるような形でやられてるというのは、ちょっと今話を聞いて安心しました。

最後ですけれどもデジタルの世界は、特に今AIの発達がすごく進みますので、今までできなかったことが本当にできるようになってくるんで、自分たちで工夫、検討するっていうのもあるかと思いますが、AIの力をどう活用するかということも含めて、よりの確な情報をつかんで、より早く情報を町民の方に流して、町民の安全安心を、今でもやられてると思いますけれども、より高める方向で努めてもらいたいと思います。今日私の一般質問は二つ、いずれも情報に関して、情報の公開性とスピードアップっていうことで、町民の信頼度と、それから安心安全を守るということで質問しましたので、これからもこれの延長で、ぜひ取組をしていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、中村議員のほうから防災に関してすばらしい質問を頂きましたので、ちょっと先ほどの休憩のときに、境田議員のほうから私のほうに話がありまして、今、町の防災会議というのは、毎年開催しておりますけれども、議会の中からは今杉村議員と西田議員がお2人出席していただいております。その中で、こんな厚い、防災計画というのを毎年作り変えております。それを、お2人には渡しておりますけれども、ほかの議員の皆さんにお渡ししていませんでしたので、今回それもお渡ししとけば、もっと何かこの中身も詳しいいろんなことが伝わってあるかなと思いますので、今回、先ほど境田議員からもそういった全部についてということで話がありましたので、お配りっていうか、タブレットに入るかどうか分かりませんが、そういったことでお渡ししたいというふうに考えます。

それともう一つ、先ほど私がホットラインっていう話をしましたけれども、気象台長あるいは菊池川の河川事務所長から、いつも夜中でもあるんですけど、私にもう1人、ホットラインがおられまして、関川の1番身近におられる杉村議員は、いつも夜中であっても、写真とか撮って私に送って来られますんで寝とってても起こされるんですよ。そういった、もう、今の生の情報をいつも頂きますので、それぞれの議員の皆さんはそれぞれの地域でやっぱりそういった状況がお分かりになりますので、スマホで写真を撮ったりして、LINEとかでも送っていただくと、その情報が私たちの災害本部もですけど、町民の皆さんにも広げることができますので、ぜひそういった意味では議員の皆さんもご協力いただければ、もっともっと安全安心なまちづくりにつながるかなと思いますので、ご協力よろしくお願ひします。

○議長（立山秀喜君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

続きまして、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（福山美佳君） こんにちは。1番議員の福山です。3点の質問をさせていただきます

す。

1点目。乗り合いタクシーの多世代に向けた利用促進と環境整備について。少子高齢化や人口減少が進む中で、日常生活における移動の手段をどう確保していくかは、町にとって大きな課題の一つです。特に高齢者の通院や買物、子育て世代の送迎また、子どもたちの安全な通学や、地域活動への参加など、全ての世代にとって、移動手段は生活の質に直結します。その中で、本町が取り組んでいる予約型乗り合いタクシーは、公共交通を補完する重要な役割を担っており、今後ますます活用が期待される事業だと考えます。しかしながら、利用の仕方や対象者が分かりにくいなどといった声もあり、まだまだ改善の余地があるのではないかと感じております。地域の誰もが安心して利用できる仕組みづくりを整えることは、住民の暮らしを支えるだけでなく、町の持続的な発展にもつながります。そこで今回は、多世代に向けた乗り合いタクシーの利用促進と、より安全で使いやすい環境整備についてお伺いします。

質問の要旨 1、周知方法や利用支援等、多世代が利用しやすい仕組みづくりを更に進めるための今後の方針について尋ねる。2、子どもたちの安全安心な移動環境の確保や利用促進の観点から、小・中学校に乗り合いタクシーの乗降場を設置する考えはないのか、町の考えを尋ねる。

次、2点目、質問事項。給食センター及び学校体育館への空調設備等の設置について。近年の猛暑は年々厳しさを増しており、夏場の労働環境や教育環境に深刻な影響を及ぼしています。特に給食センターでは、高温下の作業が続くことで、調理員の健康面に大きな負担がかかり、また食の安全性にも影響を与えかねません。働く方々が安心して調理に専念できる環境を整えることは、子どもたちに安全でおいしい給食を提供し続けるために欠かせない視点だと考えます。また、学校体育館についても、児童生徒の授業や部活動での利用はもちろんのこと、指定避難所として、災害時の被害によっては、一時的に滞在して生活する大切な拠点とされています。空調設備を整えることは、子どもたちの教育環境の改善に加え、避難所としての機能をより安心快適なものにすることにつながります。こうした観点から伺いたいと思います。

質問の要旨。1、給食センターにおける調理員の労働環境改善や食の安全性の確保を鑑み、空調設備等の導入を検討しているのか、現状を伺う。2、学校体育館に空調を設置することで、児童生徒の教育環境が改善されると同時に、災害時の避難所環境整備を図れると思われるが、今後の計画について問う。

次、3点目。質問事項。窓口申請のデジタル化について。社会全体でデジタル化が進む中、行政サービスにおいても、住民がより効率的に手続を行える仕組みづくりが求められています。従来の窓口での申請は、仕事や子育てなどで時間の制約がある方にとっては大きな負担となっており、オンライン化や申請方法の多様化は、住民サービスの質を高める重要な取組と言えると考えます。また、デジタル化は単に住民の皆さんにとっての利便性を高めるだけでなく、職員の事務負担を軽減し、業務の効率化や働き方改革にもつながるものです。ほかの自治体では、窓口受付時間の短縮を導入し、住民サービスの向上と職員の負担軽減を両立させている事例も見られます。町においても、住民が安心して利用できるデジタル申請の整備と、より効率的な窓口運営の在り方を考えることが必要ではないかと思っております。そこで今回は、窓口申請のデジタル化に関する進捗状況と窓口受付時間の在り方について町の考えをお伺いしたいと思います。

質問の要旨。1、各課の窓口申請のデジタル化に関する進捗状況について尋ねる。2、住民サービスの向上につなげるために、窓口受付時間短縮を導入している自治体があるが、これについて、町の考えを伺う。この後の質問は自席にて伺います。

○議長（立山秀喜君） 1番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 1番福山美佳議員の「乗り合いタクシーの多世代に向けた利用促進と環境整備について」の質問にお答えいたします。まず、1「周知方法や利用支援等、多世代が利用しやすい仕組みづくりをさらに進めるための今後の方針について尋ねる。」にお答えします。

乗合タクシー事業についてのご質問は、山口議員からもいただいておりますが、南関町で行っております予約型乗合タクシーは、自宅前から目的地までドア to ドアで行けるため、町内の交通空白地域の解消に繋がり、特に移動手段が困難な高齢者等においては利便性のある交通手段であると考えております。ご利用方法に際しては、まちづくり課で登録申込書を直接提出していただくか、電話でも登録受付ができるようにしておりますし、本人申請が困難な場合などは身内の方が代理で申請することもできます。なお、利用方法、利用料金、利用料金の全額または半額免除の対象及び運行形態等については、「町のホームページ」及び「広報なんかん」に詳細を掲載しているところです。また、現状として主な利用者は高齢者であります。当初の想定としましては、小学生料金は一般利用料金の半額とした料金設定とし、子どもたちの移動手段の一つと考えておりましたが、ご家族の送迎等がある中で浸透していないのが現状であります。今後は、親世代のご意見等もお伺いする機会を設けるなど、更なる利便性の向上に向け取り組む必要があると考えております。

次に、2「小中学校に乗り合いタクシーの乗降場を設置する考えはないのか、町の考えを尋ねる。」の質問にお答えします。現在、小中学生の利用はあっておりませんが、交流拠点施設〈ukkara〉が10月8日にグランドオープンし、今後は、新しく生まれ変わった図書館〈このみch-i〉にも学生の利用も増えることが予想されますことから、学校から図書館へ直行の移動手段として、乗合タクシーの利用は有効と考えられますが、乗車場所の設置が必要なのか、ニーズがどれ程あるのかも含め各学校やPTA、教育委員会を交えた協議が必要であると考えております。

次の、「給食センター及び学校体育館への空調設備等の設置について」の質問については、教育長よりお答えいたします。

次に「窓口申請のデジタル化推進について」の質問にお答えいたします。まず、1「各課の窓口申請のデジタル化に関する進捗状況について尋ねる。」にお答えします。令和2年末に総務省が策定した「自治体DX推進計画」で、「令和4年度末までに、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう国と自治体が協力して取り組むこと」とされ、「マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能とすること」とともに、それ以外の各種行政手続きについても「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、オンライン化を進めることとされました。これを受け、町では令和3年度に「南関町デジタル化推進計画」を策定し、令和4年4月からマイナポータル必須26手続きを整備するとともに、令和7年度までに独自に24手続きを整備し、トータル50の手続きを整備することを数値目標とし、窓口申請のデジタル化に取り組んでいるところです。

まず、税務住民課では、コンビニで住民票の写し、印鑑証明の交付ができます。また、書かせない窓口として、マイナンバーカードや運転免許証の情報を基に申請書を作成するシステムを導入しています。福祉課では、子育て関係の15の各種手続きについてマイナポータルやLINEを活用できるよう整備を行っているとともに、熊本県・市町村共同システム電子申請サービスを活用し、国民健康保険において、資格喪失届など一部の手続きについてもオンラインでの申請が可能となっております。健康推進課では、介護関係の11の各種手続きについてマイナポータルやLINEを活用できるよう整備を行っておりますが、福祉関係手続きの多くが添付書類の確認や窓口での聞き取りを必要とするなど、完全にオンラインで完結することが難しい場合もあります。今後は、住民の皆様の利便性向上のため、国や県の動向を注視しながら、オンラインで対応可能な範囲の拡大に努めるとともに、デジタル利用が困難な方への配慮も行い、窓口対応と併せて、誰もが安心して申請いただける体制の整備に努めて参ります。

最後に、2「住民サービスの向上に繋げるために窓口受付時間短縮を導入している自治体があるが、これについて町の考えを伺う。」にお答えします。熊本県内では、熊本市が取り組みをされているようで、働き方改革の一環として窓口業務の時間短縮により職員の時間外勤務の削減をはかり、業務の効率を向上させることを目的とされています。町にとっても、職員の過労によるヒューマンエラー等が減りメリットがあると考えられますが、その反面、利用される町民の皆様方に制限をかけ、臨機応変に対応できないというデメリットもありますので、町民の皆様の声や時間帯利用者数調査等を行い、判断を行った方が良いのではないかと考えております。まずは、「書かせない」「待たせない」「来させない」窓口を目指し、デジタル申請サービスの向上に努めたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○**教育長（永杉尚久君）** 1番福山美佳議員の「給食センター及び学校体育館への空調設備等の設置について」「1 給食センターにおける調理員の労働環境改善や食の安全性の確保を鑑み、空調設備等の導入を検討しているのか現状を伺う。」のご質問にお答えします。学校給食センター給食調理室につきましては、空調は整備されていませんが、エアコン未設置の給食調理室に対しては、スポットクーラーを設置しております。具体的にはスポットクーラー7台、大型扇風機1台です。また、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に沿って、子どもたちの食の安全を図るために、食材の衛生管理においても温度管理を含め、さまざまな工夫を行っており、安全な給食の提供に努めています。例えば給食で使用する冷蔵・冷凍食材は、常温に放置しないよう、使用する直前まで冷蔵庫に保管し、温度管理を徹底し給食時間から逆算して調理を開始して仕上げるようにしています。調理の作業工程においては、例えば高温の作業が連続しないよう役割分担をしながら、体調に配慮して調理を行うようにするとともに、限られた時間内の作業時には、最低でも1時間に1回は水分補給を含めて適切な休憩をとるようにしています。また、休憩室には空調設備が設置されており、昼の休憩時間には横になって体を休めることができます。今後、より一層の子どもたちの食の安全を図るとともに、調理員の労働環境の改善を図るため、給食調理室等（調理室・洗浄室・下処理室）の空調設備の必要性は高いものと認識しております。現在の給食センターは、平成9年1月稼働で、建設当初から作業場には

空調設備は設置されておらず、昨今の気温上昇が叫ばれる中、作業中望ましいとされる気温28度以下には程遠く、過酷な労働環境は早急な改善が必要と考えます。施設の形状から、空調設備は天井には設置できないとされていましたが、業者への確認が取れており窓のある壁側の設置は可能であると考えます。しかしながら導入については、多額の費用が必要となることから引き続き優先度なども勘案し具体的な検討を進めていきたいと考えています。

次に、「2 学校体育館に空調を設置することで、児童生徒の教育環境が改善されると同時に、災害時の避難所環境整備を図れると思われるが、その必要性について町の認識を問う。」のご質問にお答えします。体育館につきましては、児童・生徒が体育の授業や部活動で使用するだけでなく、大規模災害発生時においては、避難所としても利用される可能性がある施設であり、空調設備の必要性については認識をしております。しかしながら、体育館の空調設備の整備を実施していくためには、補助事業の活用や予算の確保は重要であることから、体育館の空調設備に関する様々な課題について、関係部署とも協議を重ねながらよりよい教育環境の創出に努めてまいります。本町においては、現状では、具体的な空調設備設置予定はございませんが、現在、南関町立学校のあり方検討委員会に於いて、将来に向けた教育内容や適正規模・適正配置などの学校のあり方について熟議を重ねており方向性が決まりましたら、各学校の施設等の整備について計画していきたいと考えております。

また、国の学校体育館の空調設備の設置状況につきましては、文部科学省が公表した令和7年5月1日現在の「公立学校施設の空調設備設置状況調査」によりますと、全国の設置率は、武道場を含めまして、22.7%という状況でございます。また、熊本県においては、10.0%という状況でございます。

なお、今年の夏は、例年とは比較にならない程の早い時期から猛暑日が続いたことから、教育委員会といたしましては、「熱中症は生命を脅かす危険があること」を教職員一人ひとりが自覚を持ち、児童生徒の生命を守るという観点で、安全対策を講じるよう、校長会議等において指導しております。各学校では、現在、環境省の示す「暑さ指数(WBGT)」を参考にして、体育活動、水泳の授業、部活動、校外学習等の実施の有無や活動内容等を適切に判断しているところでございます。これら学習活動の実施にあたり、児童生徒の健康安全を第一に考え、実施時間の短縮、十分な休憩時間の確保、こまめな水分補給、帽子の着用、水筒や保冷材の用意等の対策を図っているところでございます。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席でお答えします。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えします。

○議長(立山秀喜君) 1番議員。

○1番議員(福山美佳君) では乗り合いタクシーについての再質問を行います。この乗り合いタクシー事業を導入する際、町としてどのような将来像を描き、目的をどのように位置づけていたのか、また現時点でその目的がどの程度達成されているかと、評価しているのかをお尋ねします。

○議長(立山秀喜君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(田代由紀君) はい。ご質問ありがとうございます。町では、平成27年10月から南関町予約型乗り合いタクシーを運行しております。当時の南関町の交通公共交通の

現状は、路線バス、福祉バス、タクシー、福祉有償輸送サービス事業がありながら、どの事業も利用者が非常に少なく、特に路線バス、産交バス4路線、西鉄バス2路線の利用者は毎年減少傾向にありまして、全路線が赤字の運行となっております。公共交通維持のために、町ではバス事業者に対して赤字補てん的な補助をしており、町の財政を非常に圧迫している状況でございました。このような状況の中、町では、公共交通の見直しを行い、利用の少ないバス路線につきましても、減便するなど経費節減にも努めておりますが、住民サービスの低下にもつながっているのが現状であり、これを解決するために、予約型の乗り合いタクシーを導入し、住民の利便性の向上及び交通空白地帯の解消を行うとともに、他の公共交通と連動させることにより、よりよい公共交通網を確立するという目標を掲げて、乗り合いタクシー事業を行ってまいりました。導入から今年で10年が経過し、現在では、月の延べ利用人数は1,000人を超え、町内の移動は主として乗り合いタクシーが担っており、交通空白地帯の解消と住民の利便性の向上に寄与していると認識しております。

一方で、特別な買物や通院通学などでは、町外への外出が目立ち、日常生活が必ずしも町内で完結しないため、乗り合いタクシーの町外乗り入れ運行や路線バスとの乗り継ぎによって、住民の広域医療移動の手段を確保している状況でございます。また、子どもたちの利用に関しましては、当初より小学生の利用料を半額としており、また子どもだけで利用できるよう保護者へ乗り降りした情報の提供を行う等の子どもタクシーとしての手段を提供しております。乗り合いタクシーの導入により、交通空白地帯の解消は図れたものの、交通公共交通に関する町の財政負担は依然として高止まりしている状況です。今後、人口減少と少子高齢化が更に進行していく中で、よりきめ細やかな移動サービスの必要性を考えながら、効率性、持続性が高く、利用者にとっても使い勝手のよい公共交通体系を構築していくことを考える必要があると思っております。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） はい。利便性の向上ということだと思います。現在乗り合いタクシーの主な利用者の方は高齢者の方々だと思います。当初は子どもたちの移動手段の一つとしても想定されていたということですが、送迎がある中で浸透していない。この浸透していない理由ってというのは、ほかに何か考えられるのか、そこについてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい、今のご質問は子どもさんのご利用についてということですのでよろしいでしょうか。はい。そうですね。現状といたしましてはやはり高齢者の方の移動手段ってというのが、状況から見ましても多い状況でありまして、ほぼ子どもさんのご利用は、おばあちゃんとかおじいちゃんとかと一緒に出かけられるっていう場合はあるようですが、子どもさんだけの利用はあってない状況ですので、その辺の周知がちょっとまだ行き届いてないっていうところが1番なのかなと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今課長言われたように、子どもたちの利用があまりないということですが、その理由の一つに周知不足が挙げられると思います。高齢者や子育て世代、その他の世代、それぞれの立場で情報を得やすいように工夫することも大切ではないかと考えま

す。ホームページや広報なんかは有効な周知方法であることには間違いはないと思いますが、それに加えて当初想定であった子どもたちの移動手段としての活用を広げていくためには、SNSの活用や学校を通じた案内など、より幅広い情報発信の方法を検討してもいいのではないかと考えます。そこでお尋ねしますが、現在そのような情報発信の拡充を検討されているのか、また検討されていないのであれば、今後、周知の方法、その対応について、町の考えをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい、今現状としては先ほど、今議員がおっしゃったように、広報ですとか、ホームページなどには、定期的には掲載しておりますが、今後は町の公式LINEなどを利用したSNSでの情報発信を行ってまいりたいと考えております。また利用者の方が、自らそういった発信をしていただくということができれば、よりよい、やはり利用者の声というのが一番強い、情報発信になるかと思っております。何でも利用者の方の口コミというのが一番、考えておられる方には強い検討の材料にはなると思っておりますので、やはり利用者の方が実際使っていてよかったって思うことをですね。その中で子どもさんも利用できるんだよ、ということをお友達とか知り合いの方に、発信していただけたらというところも考えております。また、本年度で第3期の住んでよかったプロジェクトが終了して来年度からが4期目ということで、また、今検討中ですが、そういったところで、来年度新しい冊子とかも考えておりますのでそういったものを役場の窓口とかに配布して、転入者の方ですとか、出生届に来られた方には、配布をして周知を図りたいと考えております。またいろんな関係機関にもそういった情報を冊子を置くなどして、いろんなところで目に入るようなことを考えております。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） はい、今子どもの利用について尋ねたんですけれども、高齢者から子どもまで、多世代に向けた乗り合いタクシーの利用拡大のため、地域行事やイベントと連携した、試乗体験や乗り合いタクシーの展示等を行い、利用促進キャンペーンを行う考えはないか。なければこのような取組について、町の考えをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 一般質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩をとります。

-----○-----
休憩 午後0時00分
再開 午後1時00分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、答弁のほうからお願いいたします。まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。先ほど福山議員のご質問は、多世代に向けた乗り合いタクシーの利用者拡大のため、イベント等と連携した試乗体験や乗り合いタクシーの展示等を行い、利用促進キャンペーンを行う考えはないか、なければこのような取組について町の考えを尋ねる、というご質問だったと思います。はい、こちらにつきましては1番間近な、交流拠点施設〈ukara〉のグランドオープンが10月8日に控えておりますので、オープンに合

わせて、乗り合いタクシーの利用を促進するキャンペーンを今現在検討している段階でございまして、今企画しております案といたしましては、オープン後の1週間程度の平日を、乗り合いタクシーの利用促進かつu k a r aのグランドオープン記念として、まずは、町内便を無料で運行するという企画を今、検討している状況でございます。また引き続き広報等での周知を図っていきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今言われたようなキャンペーンをすることで、多くの方が利用しやすい、乗り合いタクシーになるといいなと思います。今回この質問をするきっかけになったのが保護者の方たちからの声だったんですけども、夏休み、子どもたちがプールを利用する場合、通ってる小学校にプール開放日があるところもありますが、そうでない小学校はB & Gの利用になります。利用するには送迎しないといけない。小学生は校区外は自転車で行くことができませんので、交通手段は基本的に親等の送迎になります。共働きで送迎ができないから、せっかく町から配布されているB & Gのプール無料券は利用できない。そういうお話がありました。乗り合いタクシーの利用ができるということをお伝えしましたら、乗り合いタクシーの存在はもちろん知っているが、子どもが利用できるということをご存知ありませんでした。そのときに10名ほどの保護者の方と一緒に話ししてたんですけども、ほとんどの方が知らないということで、その説明をする中で、乗り合いタクシーの利用ができるなら、自分の家の子1人で行かせるのではなく、友達同士で利用させたいということで、よければ学校で待ち合わせていければ、安心だという声が複数上がっておりました。更に夏休みに学校で学習会等があるんですけども、学校からの案内の紙には「できれば送迎をお願いします」というふうに書かれています。一人親であったり送迎ができない家庭では、その子どもは出席ができずに欠席しているという家庭もありました。そのほかにも、夏休み中に関所まつりのボランティアの会議が平日のお昼にありましたが、それも送迎ができない家庭は、会議への出席はせずに当日だけの参加でということ、連絡をしているというふうにお話を伺ってます。そういった不便さを解消するためにも、子どもたちも乗り合いタクシーを利用できるということの周知徹底をすべきだと考えます。また小中学校からの利用を想定した場合、学校業者はもちろん、スポーツクラブの送迎や、町の施設利用にも、より役立てることができるのではないかと考えます。

乗降場の設置について、答弁でありました。ニーズがどれほどあるか、協議することは大切だと思いますが、実際、学校に乗降場があれば助かる家庭、乗り合いタクシーを子どもが利用できるを知っていれば、助かる家庭があることを今お伝えしたところです。利便性の向上に取り組む、利用促進することは、まず、安心して利用できる環境整備が先ではないかと考えます。今回、乗降場の設置について質問しましたが、周知利用促進を行いながら、同時に利用しやすい環境を整えていく。その一つの手段として、乗降場の設置、難しいなら大げさなものでも分かりやすいサイン等を設置し、児童生徒と保護者に対しそれを周知することで、利用する際の安全安心につながると考えますが、今後、子どもたちが利用しやすい環境を整える計画等があればお聞かせください。また、今お話ししました保護者の声に対して、町のご意見があればお聞かせください。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。今子どもさんの利用に対しての、内容だと思うんですけども、先ほどの午前中の質問にもありましたように、周知っていうかその辺が足りないってということもありますし、子どもさんも利用できるっていうことを、保護者の方がご存知ないってことであれば、福祉課とか、教育委員会あたりにもと連携して、学校のほうにもそういうプールの利用とか、学習会やボランティア等で参加されるときのお知らせには、一言その乗り合いタクシーもご利用できますよっていうふうなことを添えて、周知を図っていければと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 10月8日にグランドオープンする u k a r a の利用と乗り合いタクシーの連携について、今、先ほどキャンペーンのことは言っていたんですけども、町で今後、継続的に予定していく取組等があるのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。先ほどのご質問にもお答えしましたように、まずはそのグランドオープンの際に、1週間程度の利用促進キャンペーンを設けて、そこをまず成功させてから、利用状況を勘案して、その先のイベント等に際しましてはまた考えていきたいと思っております。またイベント等のたびに乗り合いタクシーを増便するとか、そういったことであれば日常的に利用されてる方の影響もありますので、その辺も考えながら、よりよい利用につながるように、今後考えてまいりたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） この南関町地域公共交通計画っていうのがあると思うんですけども、これ後ろのほうに施策展開のロードマップが載ってると思うんですけども、この施策についても、すごく何か積極的なものが書かれていて、令和7年度のところを見ると、これに沿っていないもの、全てが完全にすることは難しいかもしれませんがこれに沿った施策、より一層これに沿ってできるように、頑張っていたきたいなというふうに思います。乗り合いタクシーは、単に交通空白を埋めるだけでなく、多世代が安心して暮らせる町の基盤であり、将来的には住みやすさ、移住定住にも直結する大きな政策資源です。特に高齢者にとっては、免許返納後も安心して通院買物、地域活動に参加できる、大切な移動手段であり、暮らしを支える命綱とも言える存在です。いわゆる買物弱者や移動弱者を支える役割を担っています。これは、高齢化が進む南関町にとって重要な福祉施策の一つだと考えます。また子どもたちにとっては、安全安心な移動環境を保障することで未来への投資にもなります。こうした世代を超えた利用環境が整うことで、働く世代や子育て世代も、安心が広がり、南関町全体の住みやすさを高めることにつながるのではないのでしょうか。町として、周知の強化、多世代に向けた利用促進の仕組みづくりを一層進め、乗り合いタクシーを町の誇れる交通政策へと発展させていくべきだと考えます。

続きまして、給食センターについての再質問に移ります。これまで施設の形状から、空調の設置は不可能とされてきましたが、今回の調査で壁側への設置は可能と判明したとのことでした。なぜ今までできないとされてきたのか、その判断と根拠と経緯を伺います。あわせて、設

置可能と判断した専門的根拠について、説明をお願いします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） これまで調理場の空調の設置については、天井部分に設置をして全体を増やすような、空調設備の設置ができないかという検討が以前からなされてきたというふうに聞いております。その際、エアコンを設置したときに屋根が重さに耐えられないため、設置は不可能ということでした。ですので、暑さ対策のため令和2年に空調設備の設置については断念をして、教育長の答弁でもございましたが、スポットクーラーと大型扇風機というような形で暑さ対策をしたところでございます。ただ、近年の温度上昇でスポットクーラーだけでは厳しいのではないかとということで、他の方法として、他の場所に設置ができないかということで、業者の方に確認をしたところ、まずは設置ができるということの確認が取れたということでございます。ただ、天井の熱気の処理など、課題検討する部分は出てくるかと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 現在はスポットクーラー等で対応しているとのことですが、実際に、室温は何度程度になっているのか、夏場の最高気温、平均気温など実測データを把握されているのかを伺います。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） まず、温度管理については、その都度、学校給食、衛生管理基準というものがございますので、その際に温度、湿度については計測をするということが明記されております。その中で、給食センター調理上の温度につきましては、調理前と調理後2回測定をしておりますが、令和7年度の調理後の測定値の6月7月の最高気温につきましては、6月が32.2度、7月が33.3度となっております。次に月ごとの調理後の平均気温につきましては、6月は温度28.4度、7月は温度31.7度などでございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） ちょっと今の温度をちょっともう1回言ってもらっていいですか。

○教育課長（城野和則君） はい。まず最高気温につきましては、6月が32.2度、7月が33.3度です。続きまして平均気温につきましては、6月は温度が28.4度、7月は31.7度でございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○1番議員（福山美佳君） はい。ありがとうございました、今言われたのを聞くと、厚生労働省が示す学校給食衛生管理基準では温度が25度以下、湿度80%以下を保つように努めること。作業環境の指針では、28度以下が望ましいとされている。そして、今年、この間8月28日には、2度目の食中毒警報が発令されています。この労働安全衛生の観点から、町として、このような状況をどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 福山議員からございましたとおり、労働安全衛生の観点では、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づいて、調理場は温度25度、また湿度80%以下というような、空調を整えることが望ましいと、こういうふうでございます。これについては食中毒

防止のためですが、高温多湿な環境は、労働者の健康被害にもつながるため、温熱環境の継続的な計測と評価が不可欠でございます。教育長の答弁でもございましたが、食中毒防止のための調理時の工夫、また従業員の方々の健康被害防止の対策など、最大限の努力を現在行っているところでございます。ただ、しかしながら、より一層の子どもたちの食の安全を図るとともに、調理員の労働環境の改善を図るためには、給食調理室の空調設備の必要性は高いものと認識しております。導入については、他市町の事例なども研究をして、具体的な検討を行いたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） では、具体的に空調整備を進めていくということで間違いはないですか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） ただ、学校等の教育環境等も合わせて、優先順位を整えながら、具体的な検討、また研究、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） その必要性について、理解しているということで、給食センターは、子どもたちに安全で安心な食を提供する重要な拠点であり、その現場で働く調理員の方々の労働環境を守ることは、町の責務であると考えます。費用が多額という理由だけで先送りをするのではなく、今言われたように、必要ということで今まさに行動が必要なときだと思えます。調査の結果、設置は可能ということでしたので、あとは町の決断にかかっていると思えます。早期の整備を期待したいと思います。

続いて、学校体育館についての質問に移ります。学校の在り方について方向性が決まるまでの間、児童生徒の安全を確保するために、現行の対応以外に追加の検討をされているか。また、空調整備に設備にかわる簡易的な熱中症対策、例えば大型扇風機やミストなど、導入について、現状や今後の予定についてをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 現行の対策以外に、小学校は体育において時間割を調整し直して、暑い時間帯での体育館使用を避けることも考えられるかと思えます。また、水泳指導の実施時期を見直して、全校 B & G のプールで 9 月あたりにプールを使用するなど、そういった工夫も考えられるかと思っておりますので、その部分については、検討をしていきたいというふうに考えております。また、空調設備にかわる簡易的な熱中症対策の部分につきましては、現在、大型扇風機については各小学校、中学校について導入をされております。今後は、スポットクーラーの導入や、他市町村の現状、対応方法なども併せて、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） はい分かりました。では体育館を指定避難所として利用する場合、特に高齢者や乳幼児の避難環境に課題があると考えますが、その認識について伺います。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育課長（城野和則君） 猛暑等の避難所としての学校の体育館は厳しい状況にあることは認

識をしております。まず、学校が避難所に指定された場合については、大規模災害での避難所として、学校が指定されるかと思っておりますので、空調のある学校施設教室等の開放を行う予定でございます。また、夏場に移動式クーラー等のリースなどの部分を行うなど、熱中症対策もできる範囲を考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） では現時点では、学校体育館に空調を付ける予定はないという考え方ですか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 教育長の答弁でもございましたとおり、学校の在り方の検討委員会が現在進んでおりますので、状況が整った時点で再度、町の学校施設については、計画を進めてまいるという答弁もございました。そういった状況ですので、そういった判断になるかと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 学校の在り方が、決定方向性が分かってからということですが、空調設置については、教育環境の改善、避難所機能の強化の二重の効果を持つ投資であると考えます。学校の在り方の議論とは別に、当面使用を継続する学校体育館については、段階的に整備を進める考えはないのか、ちょっと改めてもう一度お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 現在のところを段階的に整備をするという計画はございません。あくまでも、学校の在り方の検討委員会の判断が出まして、学校それぞれの学校の位置づけ、どうするかと、こういう部分が決まりまして、判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 学校体育館もなんですけれども、町内の室内で競技をする場所でエアコンがついているところがあるのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 町の社会体育施設の部分については、現在のところ空調設備は設置されておりません。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） やはり町内に室内競技をする場所、この夏に室内競技をする場所にこのエアコンがどこにもないっていうのは、この町民にとってどうなんだろうというふうに思います。今後、例えば、学校の体育館に付くのが子どもたち避難所もあるので1 番だと思っておりますけれども、その他体育施設等では予定はあるんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 町の体育施設については、B & G 海洋センターがございまして。これについては、現在、点数方式の中で、特 A という部分を南関町については、10 年維持をしてきております。そういうことで、来年度については、その特例の10 年維持ということで、改修等の費用、また空調設置の費用等については、優先的に補助事業が取れるというところになります。

ので、申請等については考えていきたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 今回は学校体育館、今日もエアコン設置についての質問なんですけれども、体育施設については今後考えられることがあるかもしれませんが、やはり子どもたちが当面使う場所、そして避難所になる場所。避難所として利用する場合、教室の開放だったり今言われておりましたけれども、その際に、授業はどうするのかと。避難してる段階なので授業はできる状況じゃないかもしれませんが、防災としてその学校と両立する上で、何て言うんでしょうか。やはりこの学校の体育館にエアコンがもう全くないし、ほかの施設にもないということは、いかがなものかなと思います。もしその今言われていたB & Gに付くとしても、何年もかかるというふうに思います。学校の体育館に付ける予定は今のところないということでしたが、この空調設置は、児童生徒が安心して学び、災害時に住民が安心して避難できるためには欠かせない整備だと考えます。この在り方の方向性を待つのではなく、当面の安全確保を優先し、暫定的な対策、段階的な導入を含めた、具体的な計画を示していただきたいというふうに思いますが、ちょっともう一度いいですか。考えをもう一度整理してお話ししていただいていいですか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） まず教育環境の改善という観点からお話をしますと、学校の体育館に空調設備を設置し、日常的に利用する場合については、効率的な冷暖房を行うために必要とする施設の断熱化、光熱水費等の維持管理費の増大等を考慮する必要があるかと思えます。現在のところ、在り方検討委員会の動向をということで答弁をさせていただいておりますが、近年の基本の状況を考えますと、学校の熱中症対策という部分としましては、何らかの方策は必要かというふうに考えております。移動式のクーラーであったり、そういった空調簡易的な空調のリースができないかなど、何らかの対策は必要だというふうに感じております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） はい。分かりました。ではすみません。最後の窓口申請のデジタル化についての質問に移ります。最初の答弁で、令和7年度までに独自に24手続を整備し、数値目標としてトータル50の手続を掲げているということでしたが、現状の整備状況について伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。8月31日までの現状につきましては、現在53の手続まで可能となっております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） オンライン申請が可能となった手続のうち、実際にオンラインで申請されている割合は、全体の何%かをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。オンライン申請は、国が定めています、マイナポータルびったりサービスというものしかございません。これにつきましてはLINEアプリ等で申請が可能であります。現在まだ利用がない状態でございます。その代わり町の独自で取り組んでい

る申請で、例えば職員採用試験の申込みとか、広報紙のスマイルキッズ等の申込みなどにつきましては、100%となっております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 100%オンライン申請があるということですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。町独自でつくったシステムですんでそれにつきましては、単純な申込みとか、そういうことになります。国が進めてますマイナポータルマイナンバーカードを利用してするサービスにつきましては今のところ利用はゼロでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 独自につくられたもの以外のデジタルの申請がゼロということでしたが、その利用者がまだゼロというのは、町としてどのように分析されているのかを伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、1 番思うのは先ほどからもずっと出てますけども、多分町の周知不足だと考えてよろしいかと思えます。広報紙や町のホームページで、お知らせをしておりますけれども、これだけではなかなかご利用いただけてない状況でございますんで、またオンライン等の申請が目標設定をまだ設けておりませんので、その辺も目標設定を考えながら、新たなPRをしていくべきかなと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 答弁でもありました。デジタル利用が困難な方への配慮として、具体的にどのような施策を計画しているのか、また、高齢者やスマートフォンを持たない方が取り残されないようにするためのサポート体制の現状と、誰もが安心して申請できる体制の整備についてを伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） デジタル利用が困難な方、いわゆるデジタルディバイド対策だと思います。現在毎週水曜日にスマートフォンの相談日を定めております。デジタル推進室の職員が操作等の相談を行っております。またスマートフォンをお持ちでない方については、今までどおり紙での申請となりますので、例えば返信用の封筒をつけるなどをして自分で申請できるような取組を行っております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 総務省の自治体DX推進計画のように、DXとは単にデジタル導入ではなくて、変革革新とされています。町のデジタル化推進計画にも、町民全てがデジタル化の恩恵を受けるとありますが、この恩恵とは具体的に何を指すのか。利便性の向上だけなのか、それとも更に踏み込んだ姿を描いているのか、町の考えを伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。今ご質問のとおり、南関町デジタル化推進計画は単にデジタル通りを目的に作ったものではございません。上位計画であります南関町振興計画をはじめとした国や県の動向、住民のニーズなどを踏まえ営利を利便性安全性の向上、それから地域の活

性化を目指すこととしております。本件につきましては、自身が努力することなく、一方的に得られるメリットや恵みのことを指しておりますので、デジタル化による提供する仕組みやサービスを整えることとありますが、ご利用いただけるような状態にすることをもっとご利用しやすい状態にすることであると認識をしております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 先日私は古賀市のほうに視察に行ってきたんですけども、このデジタル化の有効活用、そして、職員からのボトムアップをきっかけに、時短窓口の検討が始まって、僅か1年余りで窓口受付時間の短縮を実現したそうです。窓口受付時間の短縮で生み出した時間を政策立案機能の強化や、生産性の向上、働き方改革にあって、更にDX、業務改善コンテストを実施して、積極的な取組が行われています。このDXを、デジタル化を推進するとともに、町の中の政策立案機能を強化しているというところで伺いたいんですけども、本町における庁舎内での政策立案機能の現状と課題について、町の認識を伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 今ご紹介ありました古賀市の件につきましては私もすごく、感心しております。1年で立ち上げたってのはすごいことだと思います。それに比べまして私ども町が取り組んでるものは多少寂しいものがございますが、今本町における政策立案ですね、二つあります。まず総務係でとり取りまとめをしていますし、職員提案による事業というのが一つございます。これはもういつでも職員の方が、提案をしていただいでうちのほうの行政係でとりまとめをして審査をしていくものが一つございます。これはもう時間とか、いつとか決まっておられません。思いついたときに職員がこういうのをしたいということで手挙げていただければよろしいシステムでございます。もう一つはまちづくり振興課で振興係で取り組んでいます、行政改革に伴うものとかありますけども、基本的には総合振興計画を策定するときに、各課から事業内容を上げていただいております。その分を精査して取り組むという二つ目がそれになります。ですんで個人よりもどちらかという各課が今必要である事業をまず挙げていただいで、企画をしているというところで、二つございます。現在行革に代わるものとしてフロントヤード改革とか言われておりますけども、窓口業務をデジタル化する中で効率化、簡素化を図り、効率化に生み出された時間を、先ほど言われたように、人でないといけない相談業務など、それから新しい提案などに取り組むのが主流となっておりますので、我が町でも、そのような取組を今後していくべきであると考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） そういう、政策立案の場があるということで、ちょっと知らなかったの、いいことだなとは思いますが。そして、ちょっと以前から気になっていることがありまして、役場の開庁時間についてなんですけれども、開庁時間は8時半から17時15分。職員の勤務時間も8時半から17時15分と、この設定なんですけれども、開庁準備や片づけ事務処理の時間が考慮されておらず、残業を助長する可能性があるんじゃないかなと考えます。開庁時間と勤務時間が実質的に重なっているこの労働環境の現状について、町の見解を伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。この時間の設定につきましては、恐らくもう随分昔から行政

システムが、行政というものができたときから、多分この時間帯で、設定されてると思います。開館時間とそれから終業時間っていうことはもう昔から変わっておりませんので、これにつきましては昔ながらの考えで私たちもやってきておりますけども、一応30分に開けるのであればその前に事前準備をするということが、私どもは昭和の時代ですんでそういうふうにあつてきておりますけども、現在職員につきましては変わっております。やっぱ時間内から始まってスタートっていう気持ちがございますんで、先ほどご心配されたようなことが、起きているのは間違いないということでございます。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 私も昭和ではあるんですけども、就業前に出勤して準備して、開店というか開業の時間に合わせて逆算して仕事に行くっていうのが、自分自身も普通だったというか、だけど現在のこの働き方、時代の流れとともに、そういう働き方ではやっぱりいけないのではないかなど。新しい人たちに理解がしてもらえないところがあるのではないかなど。そういったことが早期退職だったりとか、採用試験の募集に来なかったりとか、そういうことにつながっていくところもあるんじゃないかなというふうに感じております。そこにもつながるんですけども窓口の受付時間の短縮についてはそういったところもある程度解消できると私は感じました。答弁でも言われたように、デメリットはもちろんあると思うんですけども、視察に行った際に聞いたことではあるんですけども、時間外勤務、古賀市では時間外勤務が14%減少したと。そして採用試験の志望動機に、試験を受けに来られた3割の方が、窓口時間受付短縮の記載をされていた。係であったりとか、課の会議の時間を増やすことができた。DX推進への余力の創出などを多くの効果が出ているというふうに伺っております。この1年間の間、検討を始めて実施するまでの間に、5回の職員のセミナーをしていて、その政策立案機能等を職員にどういう働き方っていうふうな、セミナーをされています。先ほど申し上げたDXの業務改善コンテストも、それを経て10の課から24の提案が上がってきたということで、そういういい流れがあるというメリットもあるということで、南関町においても、このデジタル化の推進とあわせて、職員の時間も生み出し、住民サービスの向上、働き方改革でもあると思うんですけども、結果的には住民サービスの向上につながる取組ではないかなと思いき重要と考えました。今はするつもりはないのかも分かりませんが、今後、先進地の視察や取組等、検討を進めていくという考えはあるのかということについてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 今ご質問があったように取組ができれば大変有意義なことだと考えております。おっしゃったことは前向きに考えていくべきだと私は考えております。ただここに行きますまでには、町民の皆様働き改革をやることに対して、まず受入れていただけるかどうか。その段階までの私たちの業務サービスが、理にかなうような状態になってるかどうかというのが大事でございますんで、まずは何とか町民の皆様がうちに足を運ばなくても申請して手元に情報が入るっていう状態が、まずつくり上げることが優先かなと思っておりますが、同時に職員のほうも、提案されたような取組ができるような状態であれば、すごく職員のほうも伸びていくと思っておりますんで、そちらも両方合わせて取り組んでいかなきゃならない課題だと考えておりますんで、今後、これから進めていきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 1 番議員。

○1 番議員（福山美佳君） 視察に行った際も、住民の方のトラブルっていうのを職員の方が1番心配になったらしく、住民の方の周知にも職員の方に安心してもらうことをやっば最優先にされた。そのシステムづくりについても、住民の方の、何で開いてないんだっていうクレームが万が一来たときのために、窓口対応クレーム対応は役職が上の方に絞って、窓口対応の人は一切それにもつなぐだけというふうに職員の方に安心感を与えたり、住民の方に迷惑をかけるないように、時間外はプッシュ式の電話を導入したり、予約であったら4時以降も受け付けることができるなど、様々な取組をしながら職員の方、そして政策のほうも提案が上がるようにシステムをつくり上げたということでした。

最後になりますが、この町のデジタル化は、数値目標の設定、達成にとどまるのではなく、町民全体の利便性や安心につながり、更に、職員の働き方や政策立案機能の強化へつなげていく必要があります。欠かせない、待たせない、来させない。窓口の実現は、単に便利になるだけではなく、役場そのものの在り方を変え、町の未来を切り開く大きな転換点になるはずです。そのためには町民にとって使いやすいデジタル化、デジタル弱者への丁寧なサポート、職員に余力を生み出す仕組みづくり、その余力を政策立案へ生かす体制が欠かせないと思います。DXの本来の意味である、変革革新を実現し、町民と職員の双方がその恩恵を実感できるまちづくりを進めることを強く求めまして、今回の私の質問を全て終了します。

○議長（立山秀喜君） 以上で、1 番議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時45分
再開 午後1時55分
-----○-----

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問の途中でしたので、これを続行します。

続いて2番目の2番議員の質問を許します。2番議員。

○2 番議員（伊藤博長君） こんにちは。今日は南関町の農業の中心であるお米について、お米の政策について質問いたします。南関町は中山間地で圃場整備も遅れており、先耕作不利益が多く、生産性向上につなげにくい土地がらです。お米の価格については、最近やっと全国的なお米不足もあって高値になっておりますが、今までずっと低迷しており、私が農業を始めて以来、南関町のおいしいお米は付加価値をつけ、ブランド化し、高値で売る必要があるとずっと思っていました。しかしながら、実現するには、南関町の生産者JA、お米屋さん、町などが一丸となって取り組まないと実現できない。とてもハードルが高いこととと思ってましたので、昨年9月の議会で町長が、町が中心となり、南関米をブランド化すると明言されましたので、大変心強く思った次第です。そんな中、今年に入り、町がふるさと応援寄附金の返礼品業務を南関ふるさと応援団とは別の町外専門業者に委託され、南関米をブレンドして提供するという話が聞こえてきました。ブランド化とブレンド化、言葉は似ておりますが、全く逆のことであり、町のお米に関する政策がどのようになっているか疑問に思いましたので、今回質問するも

のです。

質問の要旨。1、昨年9月議会で、町が中心となり南関米のブランド化の推進を明言された。南関米のブランド化についての取組内容や進捗状況、実現する時期等について問う。2、お米に関し、ふるさと応援寄附金の返礼品業務を南関ふるさと応援団とは別の町外専門業者に委託する動きがあるが、具体的な内容が見えない。ふるさと応援団との共存を、どのように考えるか。また、具体的な委託内容や返礼品の種類等についてと、特に2については、一般質問の内容を考えて、締切りで提出した翌日に、町外専門業者による返礼品の出品者を対象とした説明会が実施されたので、その説明会に参加して、今回一般質問していた具体的な内容がある程度確認できましたので、その後疑問に思う追加質問もしますので、ご了承ください。以後の質問は自席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番伊藤博長議員の「お米の政策について」の質問にお答えいたします。

まず、1「昨年9月議会で、町が中心となり南関米のブランド化の推進を名言された。南関米のブランド化についての取り組み内容や進捗状況、実現する時期について問う。」にお答えします。南関町の米につきましては、豊かな自然環境と、長年にわたり米づくりに真摯に取り組んで来られた生産者の皆様の努力のお陰で、「美味しい米」として多くの皆様から高い評価をいただいております。町としても誇りに思っております。このような南関米の魅力を、より広く、より確かな形で発信していくため、町では令和6年9月議会定例会において、西田議員の質問に対し「南関米のブランド化」を推進する旨を答弁したところです。単なる美味しいお米から一歩進んで、消費者にとって魅力的で選ばれる存在にするためのマーケティング戦略をすることで、南関産の米に高付加価値とストーリーを持たせ農家の収益向上だけでなく、地域の活性化を図る目的として推進する体制を整えることとし、現在協議を進めているところです。これまでの取り組み内容については、令和6年度に、各種農業団体の長、JA、南関ふるさと応援団、地域おこし協力隊、米集荷業者の皆様にご参集いただき、南関米のブランド化に向けた基本的な方向性や課題に関し知見を有する方々のご意見や見解を伺う検討会議を行ってきました。その他にもPR活動として本年6月10日から23日に「銀座熊本館」で開催した南関フェアにおいては、南関米の販売・PRを実施し、南関米の魅力を直接伝える貴重な機会となりました。

また、ふるさと関所まつりでは「南関米すくい」を実施し、多くの方々に南関米に触れていただき食する機会の提供を行っておりますし、「まるごと田舎体験事業」では都市部の消費者が南関町を訪れ、田植えや稲刈りなどの農業体験を通じて南関米の魅力を肌で感じていただくとともに、農家の方々との意見交換の場を設けております。更に、生産者の皆様には「九州お米の食味コンクール」への出品を依頼し、南関米の食味評価を客観的に得るとともに、品質向上に役立てていただいております。

このような取組を踏まえ、令和7年度におきましては、ブランド構築に向けた準備として、南関米の魅力を視覚的に伝えるため、消費者に親しみやすく、信頼感のあるデザインを目指して、ブランドロゴやシールデザインの開発準備を行う事としております。販路拡大とPR活動につきましては、県内外の物産展への出展や、インターネットを活用した情報発信を通じて、南関米の魅力を広く発信する体制を整えたいと考えております。

実は8月31日、9月1日には、昨年に引き続き、佐賀空港で町の商工会主催によりまして南関フェアが開催されております。その中では、6年産のお米でありましたけれども、2キロ5キロの何か米がたくさん並べられて、お客様からも注目を浴びていたところでした。そのほかにも南関町の特産品をたくさん出ておりまして、私も、商工会の皆様が、一生懸命頑張っておられる、トッパ丸も応援に行きましたけれども、非常にすばらしいフェアであったなと思っております。

本格的なブランド化に向けた展開につきましては、関係機関とも連携した試食販売や広報活動を通じて市場の反応を確認し、更なる周知、啓発に努めるとともに、将来的には仮称ですが、南関米ブランド推進協議会等の組織化も図り、チームとして推進していくことができると考えております。

次に、2「お米に関し、ふるさと応援寄付金の返礼品業務を南関ふるさと応援団と別の町外専門業者に委託する動きがあるが、具体的な内容が見えない。南関ふるさと応援団との共存をどのように考えるか、また、具体的な委託契約内容や返礼品の種類等について問う。」にお答えします。本町の令和6年度ふるさと納税の寄付額は、1億5千800万円で、長洲町が6億1千200万円、玉東町が1億4千100万円、和水町においては、19億1千400万円と近隣町とは大きく差がついております。この要因を分析しましたところ、近隣すべての町で、ふるさと納税の運営をプロモーションする専門の業者に委託されており、去年は、令和の米騒動と重なり、米の返礼品が増えたようですが、その他の商品も本町とは比べ物にならない程、返礼品が出ておりました。このようなことにより、「効果的な納税ポータルサイトの作成」や「寄付者に対する関係づくりによるリピーターの確保」のための情報発信、「地場産業の振興」にも貢献されている専門業者に、今まで培ったノウハウを南関町にも生かしていただければ、良い方向へ向かい納税額が伸びると予想しております。これまで、南関ふるさと応援団にお願いし、8年が経過しましたが、寄付額の伸びや新商品の開発が鈍化しておりましたので、これを契機にアドバイスを受け、益々発展していただくことを願っております。また、返礼品を出品される方は、どちらも利用できますし、返礼品の発送業務等は、これまでどおり南関ふるさと応援団にお願いしていただき、共存共栄を図っていきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） ブランド化についての追加質問なんですが、ブランド化を明言されて、1年経ちます。答弁の、将来的には南関米ブランド推進委員会等の組織化を図りということですが、私は既に組織化されているものと思ってましたので、質問内容が、取組内容や進捗状況、実現する時期、ということを質問したわけですがけれども、進捗状況、実現する時期については、回答を頂けておりません。で、私が言う実施する時期とは、ブランド米として消費者に提供する時期であります。そもそもブランド化実現に向けたスケジュールですね。いつ、実現するのかというのを踏まえてそういったスケジュールは作成されているのかと。あと、この1年何回打合せを行い、そこで決まったことは何ですかということについてお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 南関米のブランド化に向けた、明確なスケジュールの設定ということなのですが、明確なスケジュールにつきましては設定することが重要だと考えております。ただし、過去に幾度か、取組が断ち切れになったという経緯も踏まえまして、慎重に進めるべきと考えております。今回はしっかりと段階を踏んで、実現可能な形で取り組むためにも、検討委員会で話し合いを行い、方向性を位置づけることが重要であると思っております。またいきなり大きく展開することではなく、小さな規模からの施行から始め、毎年、中間評価で軌道修正を行いながら進めたいと考えております。今までの取組内容なのですが、係内で、検討会議で2回を実施しております。いろいろな意見はありましたけれども、まずは小規模なところからという意見がかなり多かったように思いますので、南関米をPRするシール等を、まずは考えてみたらどうかというところで検討に入っております。

○議長（立山秀喜君） 1番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 今の答弁で、このもう1年かけて、皆さんの意見を聞くということに留まって、決まったことについては何も無いような状況ですので、何となくやってる感がありますけれども、このペースでいくと、私が生きているうちにブランド化ができるとは思えません。私は過去に旧石井家の改修とか、最近では、学校の在り方検討委員会でも、一般質問しましたけれども、よりよい環境の実現はいつになるのかという実施時期が分からず、とにかく一般質問では、南関町はスピード感がないというふうに申してきましたが、この件も一緒です。仕事のやり方として、まず目標を立てて、実施時期が厳しいと思われるが、1日も早くやったほうが良いことについては、ゴールを決めて逆算してスケジュールを立てて、日々の仕事の進捗管理をして、その積み上げで成果につなげる。民間では当たり前に行っていることなんですけれども、何かやるには小さいことであっても目標を立ててスケジュールを作成してスケジュールの進捗管理をやって、その仕事を積み上げる。そういった姿勢じゃないと成果にはつながっていかないというふうに思いますけれども、そういった基本的な仕事のやり方が浸透していないんじゃないかなと思っております。町長いかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） その進捗管理といいます。仕事の内容によっては、きちっとできているものもありますし、この米のブランド化等につきましては、先ほど担当課長の答弁もありましたとおり、これまでいろんな協議が行われてきました。今回の件じゃなくて、なかなか難しいという現実がありまして、この荒玉地域でもそういったブランド化が進まないような状況でありますので、やはりおいしいお米っていう南関、そういった売りもいつも考えておりますけれども、しっかりとしたものを実際につくるためには、そういった、ある程度の期間が必要であります。ただ、その目標設定という、いつまでにそういったことをしたいというのは、はっきりと確立していくべきかなとは考えます。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 難しいっていうのは、それは誰でも分かります。もういろいろやることあるんで。しかしながらきちっと目標を設定して、いつ実現するんだということを決めてスケジュールを作成して仕事をする。そういったやり方をやっていただきたいなというふう

に思います。お米のブランド化ですけれども、答弁にありましたけれども、単においしい品種を選ぶだけでなく、産地の特色、独自の栽培方法、地域ブランドなどを組合せ、消費者に分かりやすい形で提供するマーケティング戦略です。具体的には、特定の地域で栽培された品種や特別栽培のように、付加価値のあるお米に固有の名称やロゴをつけ、ストーリーとともに消費者に伝えることで、競合との差別化をして高い評価を得ることを目指すということです。ブランド米の競争は激化しており、お米のブランド化は、付加価値の差別化戦略で、戦略に基づく基本方針を決めるのが1番重要です。で、答弁聞いてますと、基本方針も立てずに、いろいろPRロゴのつくりやっても、もう非常に効率が悪くて成果には結びつかないのではないかなというふうに私は思います。

私もブランド化についていろいろ考えます。例えば南関のお米の多くはヒノヒカリのブランド化で成功してるのが、菊池の七城米ですね。熊本県北部産のヒノヒカリは過去に3年連続、特Aだったという記憶しておりますけれども、ただヒノヒカリは、高温耐性品種ではなく、暑さに弱いということで最近では穀物品質検査協会から特例の評価は頂けていないし、一等米になりにくいということを聞いております。熊本県が今推奨してるのが、「くまさんの輝き」という品種なんですけれども、現在は、Aという評価で、食味はヒノヒカリ同等、高温耐性品種で収穫量も多いと聞きますし、くまさんの輝きでのブランド化は、ほかの地域でもされてないんじゃないかなというふうに思います。最近全国的な米不足を受けて、国は主食米の増産に踏み切りました。あと5年もすると、また、米余りとなって、お米の価格が下落する可能性は高いと思います。今こういう時期だからこそ、5年後、ちょっと期間は短いかもしれませんが、5年後を見据えて、南関町が一丸となって、地道にブランド化に向けて取り組む。南関町は地域ぐるみでくまさんの輝きで、環境に配慮した特別栽培や減農薬栽培、おいしい土地柄と安心安全の付加価値でブランド化を目指す、こういった基本方針を立てれば、大きく戦略も変わってきます。熊本県の推進、推奨品種ですのでJAさんの強力なバックアップも受けられると思いますし、地域が一丸となって取り組めば、いい方向に向かうのではないかなというふうに思います。で、基本方針立てても、その後のやることはいっぱいあります。品質がばらつきがないように、栽培マニュアルの作成、試験栽培をやってみる。南関町は、くまさんの輝きで食味コンテストに挑戦して入賞を目指したり、並行してPR活動をやる。とにかく、1日も早く南関米ブランド推進協議会を設置し、基本方針を立てて実現に向けたスケジュールを作成し、一歩ずつでも先に進まない、いつ実現できるか分かりません。ブランド化を明言されて1年経ちました。とにかくこの件もスピード感がないので、きちっとスケジュールを作って、一歩ずつ進んでいっていただきたいというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 農水省のホームページによりますと、令和7年度の農産物の産地品種銘柄設定等の状況によると、水稻うるち米におきましては940銘柄とされており、様々なブランドが立ち上がり、競争激化の予想であります。現在検討中のブランド化の取組は、新たな付加価値による商品価値向上のみを目指したのではなく、南関町の存在南関の米の存在のPRを通じて、直接販売の割合が高い南関米の既存顧客と生産農家との間の信頼関係や、食味につながる風土と魅力の再発見が重要と考えております。議員が言われました、くまさんの輝

きは、熊本が奨励している高温耐性、耐倒伏性にすぐれた特性でありますので、近年の気象変動や、市場のニーズに変化を踏まえ、より高品質でかつ安定的な水稲生産を目指すためにも、品質の転換の時期に来ているものと思います。JAによりますと、令和7年産の種子のJA出荷量は、ヒノヒカリが7,800キログラム、くまさんの輝きが、280キログラムとなっている状況です。種子の注文につきましては、2年前の注文が基本となるとのことですので、議員が言われました、思い切って南関町は、地域ぐるみでくまさんの輝きとなれば、令和8年3月の種子注文となり、早くとも令和10年さんからの大幅な展開になるもんじやないかと思われまます。JAを通じて、くまさんの輝きの趣旨の安定供給を図るためにも、生産者が円滑に種子転換できるよう、支援してまいりたいと思います。今後は推進協議会の組織化を図り、チームとして推進してまいりたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 経済課長が答弁いたしましたけど、そういった流れとしてはそれでいいかもしれませんが、荒玉地域では、玉名地方普及農業指導協議会という組織がございまして、温暖化対応プロジェクトチームができ上がっております。その中で今、くまさんの輝きって言うことは言われましたけれども、JAのほうでも、そのほかの動きも今施行されてますって言うことで、くまさんの輝きについては、旧天水町ですね。そして、「虹のきらめき」っていうのが横島のほうで試作されておまして、これ両方とも、高温品質の米ということで、非常に効果があるようです。虹のきらめきにつきましては、反収が「ヒノヒカリ」が反当たり8.5俵に対して、10.5俵といった反収も今出てきておりますので、同じ高温多湿品種のくまさんの輝き、あるいは虹のきらめきということで、そういったことも、南関町に何が1番合うのかっていうことも含めて、同じ県内でくまさんの輝きでいいのか、あるいは虹のきらめきを検討するののかということ、そういったことも含めて、この高温耐性品種の米を検討もしていく必要があるかなと思ってるということです。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 私もその、くまさんの輝きの考えを聞いていったのは、ある1例であって、虹のきらめきですね。これも、いい品種だとは聞いております。とにかく1日も早く南関米ブランド推進協議会で、どっちでいくのかですよ、いろんな意見を聞いて基本方針を立てないと、次の展開になっていかないと思うんで、1日も早く基本方針を立ててください。いつ、ブランド米として実現するという目標ですね。目標極力守らないといけませんけれども、いろんな事情でずれることもあります。ただ目標はきちんと立ててやらないと。いつできるか分かんないというふうに思いますんで、その辺はよろしくお願いします。

続きまして、2の、ふるさと納税の返礼品業務の件について質問します。まず8月18日に、町外専門業者の南関町の出品者向け説明会の案内状が届き、その翌日が説明会となりました。8月19日に説明会で、翌日ですので出席できない方が多数おられました。文書の中に、「来れない出品者の方は総務課で説明します」と書いてありましたが、普通に考えると、急に翌日やると言われても、予定が詰まっていけない。悪い言い方をすれば、説明会は実績づくりなので説明会には来てほしくない。説明を聞きたければ総務課に来いみたいな。そういった受け止めもされかねない。返礼品の出品者に対し、大変失礼だし、なぜこのような事態が起きたのか、

また公式文書の送付規定、それがどうなってるのか、それについて伺います。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。こちらのほうは、総務課のほうで担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきます。まず先ほどありました、公文書の送付規定でございますが、こちらについてはございません。あるのは公文書の作成や管理、それから保存、廃棄といったところの文書規定のみが規定されているところでございます。まずは、本当にお断りするところでございますが、意図的にこの説明会をずらすための案内を送ったわけではございません。これについては大変申し訳なく思っております。担当者に聞きますと、もっと早く出しておりましたってことでちょっと調べてみましたところ、ちょうどお盆と重なっておりました。なおかつ、最近郵便局の集配のほうで南関町で収集しましたところそのまま玉名郵便局へ持って行くそうです。そこ仕分してそれからまた南関町に戻ってきて、それから配送ということで、そういう手順があることを、抜けておりましたので、私どもがもう少しその時期をそういう流れがあるということを配慮していればこのようなことがなかったのかと、大変申し訳なく思っているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 文書の送付については、ある程度余裕を持って、今後こういうことがないようにお願いしたいと思います。

続きまして、町外専門業者に委託したり、足りないお米を利用した返礼品で寄附額が伸びると、町で使える予算が増え農業政策やいろんな事業に使えるという、町長の思いは、分かりますけれども、町が町外専門業者のお米の集荷のため、粳すり業者の組合に声をかけ会合を開き、集荷への協力を依頼したという話がありますが、事実でしょうか。

○議長（立山秀喜君） 副町長。

○副町長（坂田浩之君） これまで町はふるさと応援団と業務委託契約を締結しまして、ふるさと応援寄附金に関する一切の業務を委託してきたところでございます。米につきましても、取り扱ったりはしていただいていたのですが、取扱い量の少なさもあり、寄附金額については、全体で、例年、1億5,000万円程度を推移しているところです。この取扱い量の少なさの要因の一つが、買取りではなかったことにより、米が集まらなかったのではないかと推測しております。要は、米生産者の皆様が、ふるさと納税サイトにふるさと応援団を通じ、米を出品されても、消費者が購入されなければ収入がない。また、どれくらいの量を確保しておけばいいのか見当がつかないという状況から、農家の皆様も躊躇されていたのではないかと思います。伊藤議員が、まず、町外専門業者に便宜を図っているような、ちょっと質問でしたが、そのようなことは全くございません。経緯としましては現状、近隣自治体に、先ほど町長答弁にもありましたとおり、寄附金額で大きく水を上げられており、町にとりましては大きな損失でありました。現状を打破していくためには、新たな専門業者と契約を交わし進めていく必要があると考え、ふるさと応援団にも説明し、進めてきているところです。農家の皆様のメリットとしましては、まだ買取り価格は不明ですが、現金で買取りをしてもらえる点であろうと思います。このようなことを鑑み、町はまず粳すり部会の皆様を通じ、新たな取組を米生産農家の皆様へ周知を図ったところです。伊藤議員ご指摘、ご心配のとおり、民業圧迫という声もお聞きする

ことはございますが、それは誤解であり、あくまでどこへ米を出されるかは、生産者の皆様が決められることでもあります。また町が強制することもできません。ただ、新たな取組になりますので、周知することは必要であろうということで、まず、部会を通じ、農家の皆様へ周知を図ったということです。今回、専門業者と契約し、新たな取組を行うことは、町としまして大きなチャレンジであり、ふるさと応援寄附金の増額を目指し、実現できたとすれば、財源的にも自由度が増し、6月議会でも、一般質問でもありました農業高度化資金の充実に向け、また見直しも含め、町民へ還元できるものと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 今の答弁ですと、生産者への周知のために、粃すり業者の組合に声をかけ周知を図ったということですかね。ただ、粃すり業者って、農家が粃を持ち込んで乾燥して粃すりして玄米になります。その玄米を町外専門業者の袋に入れて、町外専門業者が集荷に来ると。そういう構造になるとですね。現場への発生元で、もう専門業者のほうに流れる確率は多いんじゃないかなと。それはなぜそう言うかということ、農家は、もう玄米になったらもうそのまま専門業者が持っていってくれば、玄米に持ち帰らなくて済むわけですよ。あとは、価格なんですけれども、価格が同じぐらいならば、粃すり業者経由で、もうそのまま玄米を専門業者のほうに行ったほうが同じだと、楽でいいやというふうに思うかもしれません。で、こういったやり方は、非常にフェアではないんじゃないかなと、いうふうに思います。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 副町長。

○副町長（坂田浩之君） あくまでも、契約については、その業者と生産農家個人の契約になります。当然、農家の皆様も、個人販売というのも多く持ってらっしゃると思いますので、先ほども言いましたけど、その米をどこへ出荷されるかは、もう農家の皆様方が決められることありますので、町が強制するものでもなく、強制することもできません。ただ、そういった事業を町が行うということの周知の手段として、粃すり業者を通じて周知をしたということです。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 周知を知ったということなんですけれども、実際、粃すり業者のところに専門業者が取りに行って集荷するという形態になれば、JAとか町の米屋さんには、米が行かなくなるということで、死活問題だと思うんですね。お米が余ってるときならいいですけども今、現に去年も足りておりませんし、JAとかは体力があるから、大丈夫かもしれませんが、お米屋さんについては、体力も弱いでしょうし、やっぱり今年の、南関米の集荷ができない。できなければ、本当経営の危機になれる可能性だって大いにあります。そういう意味合いで、民業圧迫ではないかなというふうに私は言ってるんですけども。あとは価格勝負になってくると思うんで、米不足だとどうしても価格が上がりまして、米屋さんはますます経営が厳しくなるというような状況になりますんで、町の政策としては、私はよくないんじゃないかなというふうに思っております。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まずJAさんですけども、JA玉名のほうとは、JA玉名の会長、そして組合長、常務を2人と全てとお会いしてお話をさせていただきました。今年は、納入とい

うか、米をしっかり頂く予定が去年の8割ぐらいかなということでお話になっておまして、それぞれの玉名管内の市町も昨年もふるさと納税用のお米をJA玉名からいろんな頂いてるところもあったわけですが、これまでもいろんな、南関以外は全てのところが、JAにも要望に行かれておりました。今回初めてそういった形でうちの事情もお話して、組合長、会長始めいろんなお話をさせていただきましたけれども、うちの事情もそれはもう分かりましたということで、私もそれ以上に、もしもJAのお米頂けるならばうちのほうのふるさと納税の返礼品としても、そういった形で、JA玉名の米も頂きませんかというお話をしたところ、今のところやっぱり8割ぐらいしか入ってないから厳しい。しかし、そういった、今後動きが変わるとするならば、町に協力しますよっていうそういった、厳しい言葉じゃなくて、応援しますよということで、しっかり頑張ってくださいということは頂いたところであります。ただ、町内の民業圧迫っていうことに関しましては、やはり、粃すり業者のとこからそのまま、今回の委託業者に行くということになれば、やはり先ほど伊藤議員が言われましたとおり、自分で運搬とかそういったことも含めて厳しいものがあるとするならば、どうお考えになるかだと思いますけれども、JAが言われたのは、農協の予約金よりも、やっぱり民業の方が高く買われるから今までも民業のほうに米が流れていたといったお話をされました。で、恐らく伊藤議員もそうでしょうけど、今までお付き合いがある取引先とは人間関係もあって、どうしてもやっぱりそっこのほうに出されるっていう方がかなりおられると思いますので、その民業圧迫ということで、どれだけかは出てくるかもしれませんが、今までのお米の業者さんとの取引関係その信頼関係というのは、確固たるものがあると思いますので、そういったものも、活かしていただければ、必ずしも米の出荷が減ってくるっていうことじゃなくて、あとは金額の面はありますけれども、JAもまだ決まってない、うちの委託業者も決まってない。そしてこれから、民間の皆さんもそういった金額を決めていかれるということになると思いますので、まずは熊本県の経済連の金額あたりが出てきて、それからなると思いますけども、金額も高くなれば、民間の皆さんにいろんな厳しい面もありますので、そこについては、お互いがJAも含めて金額等もきちっと調整しながら、皆さんにお米が行くような形になっていけばいいなというふうに思っています。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 今回、町外専門業者に委託する話は、何か私の印象では唐突に出てきたような印象を持っております。こういうことを決断する前に、JAさんとか米屋さんとか、あと、ふるさと応援団にも影響しますんで、ふるさと応援団、あと、農家の皆さんのご意見とか相談とか、そういったことを、やられたんですか。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今回の民間事業者への委託については、実際は1年前から考えておりました。ということで、昨年からやろうという考えを持っていたわけですが、昨年はやっぱり町としても、急にそういったことを動き出すと非常に皆さんにご迷惑をおかけするんじゃないかなという考えもありまして、もう少し、しっかりとした調整をしながら、そして、他町の今回の一つの引き金となったのは、この民間業者の、そこ辺のいろんな計画によって、ふるさと納税の額がお米で急激に伸びたということです。そういったことがありますので、もうこ

これを延ばせば南関米っていうのが、せっかく生かせるものが生かせなくなってしまうということがあって、そういった動きに入ったわけでありませう。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 次の質問に行きます。町外専門業者は南関町の米が少ないため、南関のおいしいお米と、他の熊本県産米をブレンドし、量を増やし、安く消費者に提供するのではないかという疑念を持ちます。南関のおいしいお米と他の熊本県産米をブレンドした返礼品をつくるのかつくらないのか。町の見解をお聞きします。

○議長（立山秀喜君） 副町長。

○副町長（坂田浩之君） 南関米の高付加価値化、すなわちブランド化に向けては、先ほどから申していますとおり推進してまいりますが、ふるさと納税におきましては、差別化していく必要があると考えております。具体的には、ふるさと納税のルールに則り、ブレンドした米を熊本県産米として出品することが一つと、南関産米のみを販売することが一つと考えております。料金設定も、当然南関産米が高額となりますが、どちらを選ばれるかは、消費者のこだわりではないかなと考えております。ただ、100%南関産米で販売する場合は、そのこだわりおいしさなどをサイト上でいかに伝えられるかが鍵になるのではないかと考えております。また現時点ではどれほどの米が集まるかは見えていない部分でありますので、数量等については未確定でございます。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） ルールに則り、ブレンドしないお米とブレンドするお米を返礼品として出すということで、町長の答弁で、町外専門業者に委託することで納税額が伸びることを確信していますということで、全面的に信頼されているのだと思います。町外専門業者に委託されている自治体が大きく伸びる理由について、私なりに調査して分析しますと、確かに人気の肉とかの取扱量が多くて、あと、返礼品の効果的な見せ方、あと寄附者に対する関係づくりとか、優れた面は多いんですけども、大きな理由は、返礼品の地場産業基準4号を利用したお米や農産物の返礼品が多いことだと私は思っております。これはどういうことかといいますと、総務省が出している返礼品の地場産業基準は、お米の場合、1号と4号になるわけですけども、1号が町内で生産されたものであること。4号町内で生産されたものと、近隣の他市町村において生産されたものが混在する場合に当たっては、流通構想上、混在することが避けられない場合であること。ということで、返礼品の基本は、1号であって、4号の利用は限定的な扱いになるべきです。返礼品を取り扱う業者は、地場産業基準があるのですから、どこの市町村で生産されたのかをきちんと管理して、本来であればもう1号の返礼品をつくるのが、本来の姿だと思いますけれども、町外専門業者が関わっている実態は、当自治体のお米や農産物と、熊本県内の米や農産物等ブレンドし、リーズナブルな価格にして提供しておられます。町外専門業者の取引先は、熊本県全域、あと大きな青果市場とかも控えておまして品切れにはなりにくい。地場産業基準4号を巧みに利用したビジネスモデルであります。この4号利用するというのを、意図的にやった場合は、悪用していることになり違反になります。

玉東町や長洲町が大きく伸びているのは、人口規模に見合わない寄附額じゃないかなと、6億とか11億とかですよ。4号を巧みに利用したこのやり方は、町外専門業者が利益を追求す

ることで、自然と自治体の寄附額の増額にはつながりますけれども、決して地元生産者の利益にはつながらないというふうに思っております。ということで、私としては、おいしい南関米をわざわざ、どっか分からないお米とブレンドして、熊本県産米だと思えますけれども、それでやって、一時的には寄附額は伸びるかもしれませんが、将来的に南関町はお米をブランド化する。それに向けて、やっているわけですから、そのブレンドして提供する、いかがなものかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まず伊藤議員が言われました、寄付額が伸びることを確信していますと私は言っておりません。予想しておりますって言いましたけれども、確信はできるような状況ではないと思っております。それと、今1号4号の話をされましたけれども、現在ふるさと納税で税額が伸びているのは、全てブレンドしたものであります。県内で、それぞれのその地域のお米を100%どこどこ米ってというような形でしたのは、改めて見ますと、和水ほかのところも聞きましたが、ほとんど出ていないということでした。ということでもありますので、ただ、うちは南関米としても、それを返礼品で出したいというのは、どうしてもやっぱりブランド化して、南関町の米を今から売出していきたいという考えも持っておりますので、その南関町としての返礼品も出していきますけれども、ただ、ブレンドした米ができないということじゃなくて、熊本県に申請しますと熊本県産米ということですのでこれが南関っていう事はできませんけれども、ふるさと納税に活用するという意味では、大いにふるさと納税の寄附金の増に対しては生きてくると思えますので、先ほど副町長が申しましたとおり、南関町としての返礼品そしてブレンド米としての返礼品ということで、両方を活用しながら、南関米のブランド化も含めたところでそこを高めていきたいというふうに考えます。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。ちなみに、昨年のふるさと納税の南関町のお米の出品数ですけれども、南関のふるさと納税で、昨年が226件、ふるさと納税の寄附金が南関米が102万7,000円という実績でありました。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） そういったことはありますけれども、何遍も言いますけれども、町外専門業者に委託され、この流れは動き出していますので町外専門業者を全て否定するものではありませんけれども、何回も言いますが、南関の美味しいお米を、ブランド化するという一方で、地場産品基準4号を使い、熊本県産米ヒノヒカリ、単一原料米（南関町を含む）これは、玉東町と長洲町ですね。同じお米で違いは（玉東町を含む）か（南関町を含む）かの違いで、同じ米が長洲も玉東も南関も、出回るといことです。私はもう長い目で見ると、いいことはないかなということ、お米だけは南関町産100%の返礼品にこだわってほしいというふうに思いますが、再度お聞きします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、ぜひJAのほうともお話をした中で、組合長も言われたのは、南関三加和のお米、ヒノヒカリの「せせらぎ米」という形で販売されておりますけど、「このお米だけは非常に人気がある」ということで言われました。他の荒玉でできている米はなかなか売

れないけれども、このせせらぎ米は「自信持って売られています」ということで言われましたので、やはり南関米という誇りを持って、ふるさと納税でも、南関米は南関米という形の売り方というか、返礼品としての出し方、そしてブレンド米はブレンド米として、どうしてもやっぱりふるさと納税の寄附金を増やしたいという思いもあります。これはもういろんな町の財源に充てるためには、農業の皆さんの高度化も、6月はお2人の方質問頂きましたけど、どうしてもやはり寄附金を増やすことによって高度化あたりも農業を支える人たちにも還元したいということもありますので、二つの使い道ということで、そういったやり方をさせていただきたいと思っておりますけども、ブランド化した米につきましてはブランド化っていうか南関米につきましては、今まで以上に自信を持って、ふるさと納税の返礼品としてもお届けしていきたいというふうに思います。

○議長（立山秀喜君） 2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） ちょっと最後になりますけれども、お米糺すり業者を經由して、専門業者に行くという流れは、非常に民業圧迫になるのではないかなと、ということで南関町、方法を考えていただけないですか。もうちょっと民業圧迫にならないようなことをですね。それと、ふるさと納税の本来の趣旨については、もうご理解されてると思っておりますけれどもあえて言いますと、南関で言えば、南関で育った子どもたちには南関町の多くの税金が使われます。大人になって都会に出ていった方が、育った地域にふるさと納税として恩返しをすること、これが基本です。で、南関町は、私から言わせれば、理念もなく返礼品の寄附金の獲得競争をする町になるわけで、民業圧迫につながる行為、もうして、南関米のお米のブランドイメージを損ないかねない。この寄附金獲得競争を勝ち残ろうとする町の姿勢は、私からすると、もう、とてもあり得ないというふうに思っております。南関町の農業の中心であるお米の政策は、重要であってもっと思慮深く考えた政策、やってほしいんですが、今回ブランド米を出すということで私は正直がっかりしています。

以上で質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で2番議員の質問は終了しました。

これで本日予定してました一般質問を終了します。

なお、明日3日と、明後日の4日は休会とし、5日は午前10時に本会議場にご参集ください。

これにて散会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後3時55分